

特254

940

教育勅語漢發
四十週年記念

天壤無窮生活

始



神 勅

葦原千五百秋之瑞穗國者吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣。

(日本書記)

此神勅ハ天照大神ノ降シ給フタモノデ、建國ノ大理想ヲ御宣示アラセラレタモノデアアル。大神ハ伊弉諾、伊弉册ニ尊ノ御長子デ、大日靈貴尊ト申シ奉リ、高天原ヲ知ロシ召シ給フタノデアアル。皇孫瓊瓊杵尊ニ此ノ神勅ヲ賜フタノデ、尊ハ葦原中國(日本國)ニ降ツテ此地ヲ治メ給フタ次第デアアル。伊勢ノ内宮ハ大神ヲ奉祀シテアル神社デ、全國崇敬ノ中心タルコトハ言フ迄モナイ。大神ハ我建國ノ大祖ニ在シ、其神勅ハ我國體ノ萬古不動ノ基礎トナツタノデアアル。

御誓文

(明治元年戊辰三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦
マサラシメン事ヲ要ス
一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ
天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立
ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義

國民思想要義解

啓者、惟た教育の關する勅語の天地の公道と我國民道徳此
 大綱と論議給ひのあり、斯道揚々、我徳成り、我家興り、我民
 宗、斯道瘠く我徳敗と我民衰へ我國滅ぶ。
 人間萬事、中最も尊重すべく、最も畏敬すべきは、道なり、人々の
 目的は、一、斯道の實現、二、其の中心、斯道の尊重し
 之に畏敬し、實現せん、三、精神あり、尊厳、服膺して、威其徳、以
 一に之を好む、四、精神を有する、誠心、稱、誠心無
 行為、外親如何、美なり、斯道が實現する、能は、斯道、
 人々の頭、史も、魂、共に、誠心、人々の、進歩、と、歎、
 我國民の精華、我皇皇祖皇宗の誠心、我祖先の誠心、の一致、と、皇、
 情、と、天子、の、皇、に、在、る、天、皇、と、我、等、臣、民、の、間、係、即、我、の、君、臣、
 共、心、を、一、心、一、向、と、我、の、心、を、一、心、一、向、と、我、の、心、を、一、心、一、向、
 人、と、共に、大、徳、の、海、に、我、の、心、を、一、心、一、向、と、我、の、心、を、一、心、一、向、
 山、の、心、を、一、心、一、向、と、我、の、心、を、一、心、一、向、

勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
 如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
 爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
 斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
 ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
 中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
 咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

表面ノ教育勅語換發三十年記念「國民思想要義解」ハ去ル大正九年十月三十日識ルシタルモノニシテ爾來學校、社會ノアラユル機會ヲ利用シテ教育資料に供シ來レリ。而シテ其原文ハ去ル明治三十九年十月三十日京都府立第四中學校校友會誌ニ掲ゲタル「人間ノ魂ハ一ニ至誠ニアリ」ト題スル短篇ヲ添削シタルモノニ係ル。

教育勅語換發三十年記念
國民思想表解

人生目的
(覺自格人)
實現斯道

教育勅語三百十五ノ大文字、此ノ如ク人間本來ノ至純ノ魂、發揮シテ官示セシラレモ也



息不彊自
誠心
協同
治自
造創

十の作と百の誠

表面ノ教育勅語渙發三十年記念「國民思想圖解」ハ去ル大正九年十月三十日識、爾來教育資料ニ提供シ來レリ。而シテ其原據ハ夙ニ明治三十四年余ガ始テ静岡縣立掛川中學校教頭トシテ修身科教授擔任當初、儒教大學ノ「明明德」、佛經ノ「一切衆生悉有佛性」「娑婆卽寂光淨土」等ニ基キテ考案シタルモノニシテ三十年間生徒ノ思想統一ヲ計ル爲メ活用シ來レルモノニ係ル。



一箇千金ノ流ニ傍シ思師ノ再會

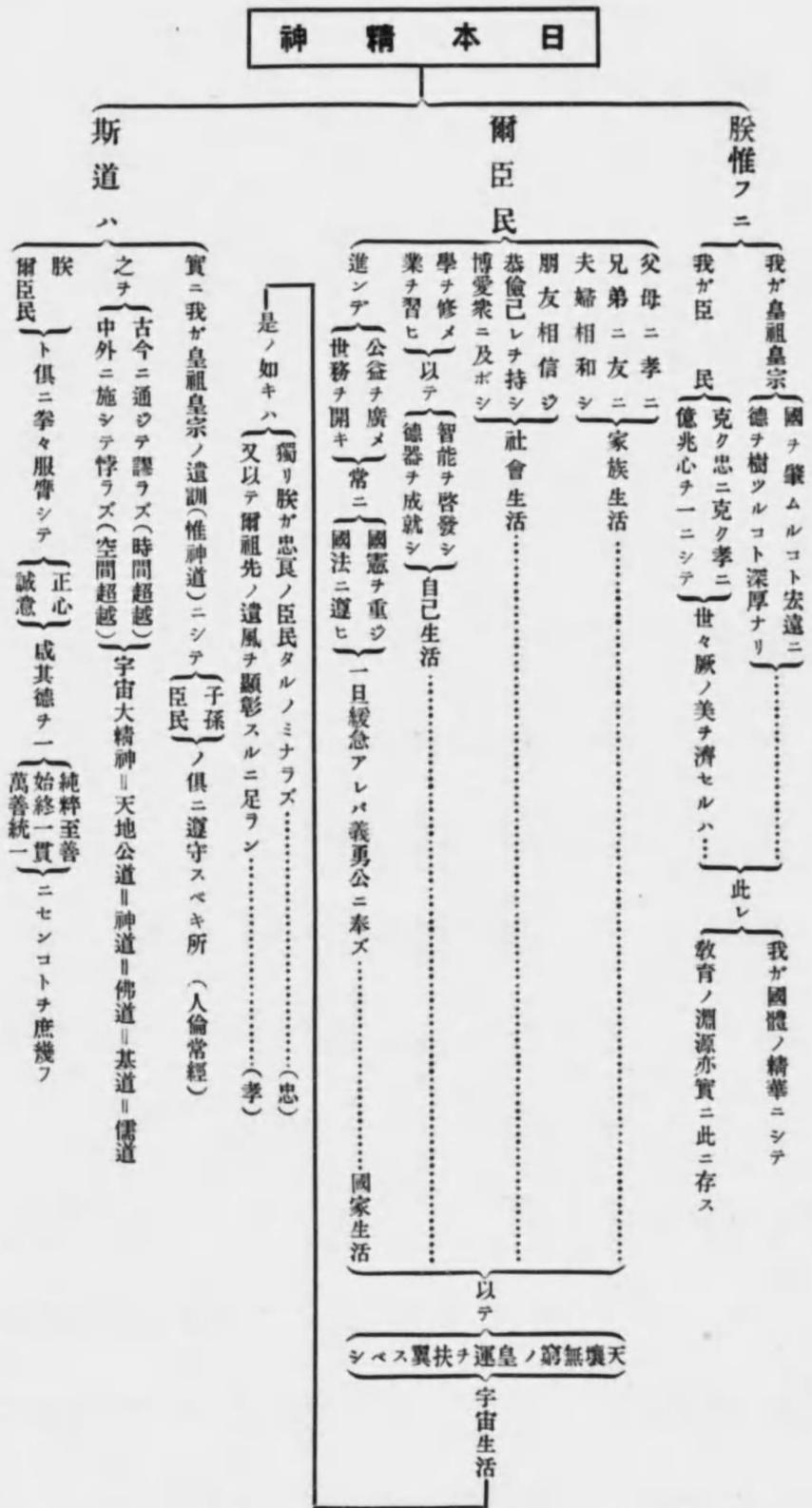
三友集

甲午一夏函濟山内之室を訪ふ

東善佐

此ノ口繪上右ハ東飛行士(立テル方)及山内校長(山内宅前庭ニ於テ撮影)
 上左ハ東飛行士ノ自筆。下ハ明中講堂ニ於ケル東飛行士歡迎講演
 會場ノ實況

勅語分段及全體表解



默 禱 詞

天祖天照大御神

天地神明

至誠勤勞

智德修養

天壤無窮

是ハ私ガ三十有余年來毎朝禮ニ祈念スル默禱詞デア
ル。天祖天照大御神ノ大御心ハ即チ天地宇宙ノ
大精靈ト通ヒ、天地宇宙ノ大精靈ハ亦我等個々ノ
心ノ奥底ニ沈々タル誠心ト脈絡ノ相貫通スルモノ
デア
ル。此ノ内部ノ誠心ヲ以テ、自強（至誠勤勞）息マズ、
日一日知識ヲ啓キ、技能ヲ修メ、己ガ本分ヲ盡シ、
德行ヲ積ムノガ吾人本來ノ生命デア
ル。コノ生命ニ生クルモノハ祖國ト共ニ天壤無窮ニ生
キルノデア
ル。此ノ如ク天壤無窮ノ國體ノ尊嚴ト、
個人人格ノ絶對ト合致スルコトヲ努力スルノガ即
チ我ガ國民精神デア
ル。

子曰丘之禱之矣

小序

本年は恰も教育勅語御煥發以來滿四十週年となるのである。此時に當つて吾人の反省すべき事項多かる中
に、この勅語の一般に普及し信奉せらるゝ我國に於て、思想問題の紛糾するといふ珍現象は如何。高等程度
の學校に於て學校騒動の頻々たる遺憾なる事情は如何。又、現下の世相一般は徒に享樂氣分に流れ其場遁れ
で眞摯勤勞の風を缺き兎角社會を念とし國家を思ふ士風の乏しきは如何。想うて是等の點に至れば、如何に
も勅語の本文を暗記してゐる者は少くはあるまいが、論語讀みの論語知らずの甚だ多いのを歎かずには居
れぬのである。眞に徳教の經典としての勅語は、單に機械的暗記を以て足れりとすべきではない。其の最も
肝要とする所のものは、其の御趣旨と御精神とを徹底的に理解し、之を信奉し、之を體得する事である。何
人も人生最大の問題として忘れられないものは、人間と宇宙との關聯した生活、即ち天壤無窮の生活を見出
す事であるが、天壤無窮の生活とは即ち教育勅語の「斯道」の體得に外ならない。

教育勅語御煥發第四十週年紀念として私は斯かる理由を以て識者と共に深く反省し、大いに「斯道」の體
得を期したいと思ふのである。

昭和五年十月

山内佐太郎識

編者 寄贈本



勅語御煥發由來

世人動もすれば、教育勅語といふ名稱より考へて、この勅語は専ら學校又は教育者にのみ關係を有つやうに思はれてゐるが、決してさうではない。所謂教育勅語は國民全般に關係を有つものであつて、決して學校又は教育者の専有に屬するものではない。この事は勅語の内容を見れば明白な事柄である。

長くも明治天皇は、健全な國民を得て、天壤無窮の祖國を彌榮えに隆ならしめん事を望ませ給ひ、これが基調となるべき國民精神の根本には、格別深く大御心を勞させ給ふたのである。先づ御即位の初に當つて、天地神明に誓はせ給ふた五箇條の御誓文の中にも、

「上下心ヲ一ニシテ盛ンニ經綸ヲ行フベシ」

とあり、其の「心ヲ一ニ」との一とは何か。是に答ふるものは即ち教育勅語の御趣旨である。

「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ」

と有り、その「天地ノ公道」とは何か。是に答ふるものが即ち教育勅語の大精神であつた。又

「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ」

と有り、此は洋の東西を問はず、世界の有らゆる國々より智識を求め、而してその求め得た智識を以て皇國の基礎を固くする資料となすのである。明治元年六月二十九日に太政官より達せられた大學規則の中に

「漢土西洋ノ學ハ共ニ皇國ノ羽翼タル事」

といふ語があるが、これは正しく同年三月十四日の御誓文の大精神を表示せられたものと見る事が出来る。然らば、其

の皇國の基礎即ち「皇基」とは何か。即ち是れが天壤無窮の祖國國民の基調であつて、明治二十三年十月三十日國民精神の根本となるべき大教訓たる此の勅語を御煥發あらせられた主因も此の皇基を振起するといふ事にあつたと思ふ。明治五年八月、始めて泰西の制に倣つて、學制を頒布せられた時仰せ出された御沙汰書中にも、

「自今以後一般ノ人民必ス邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメンコトヲ期ス」

と仰せ出され、多くの學校を設けて教育の普及を圖らせ給ふたに就いて、愈々國民精神の根本を確立する必要を感じられた。

果せる哉、明治維新以來、我が日本の思想界は未曾有の變動を生じて來たのであつた。從來儒教、佛教などが千數百年來動かすべからざる權威が有つたのであるが儒教は陳腐と見做され、到底歐米の新思想に對抗する事は出来なくなつた。佛教は明治初年に神道の爲めに大打撃を受けて、その創始未だ癒えないのに、歐米の新思想に壓せられたのであつた。

然らば、歐米の新思想は果して權威を以て國民に安定を與へたかといふと、固より自然科学のやうな方面に於ては、歐米の學術が唯一の典據となつて來たのであつたが、精神上に於ては、とても統一の力が無かつた。言ふ迄も無く歐米思想の中には、哲學があり、宗教があり、自然科学があり、同じ外來宗教の中にも種々の宗派があつて、到底一定して居ない。倫理道德の根本原理に至つては、容易に之を統一し難いのであつた。従つて折角普及に努められた學校教育に於て、生徒を教養する方針さへ一定しないで、一般の國民も殆ど行くべき道に迷ひ、恰も五里霧中にさまよふが如き概があつた。權威ある道德と確固たる信念とを欲すること恰も大早に雲霓を望むが如き感があつた。

畏くも明治天皇は、此の有様を深く御軫念遊ばされ、天壤無窮の皇基を確立し、健全な國民の根本精神を安定させ給

はんとの大御心より此の勅語を煥發させ給ふたのである。

聖勅一たび煥發せらるゝや、我が國教育の方針茲にはじめて確立し、人心を亂した種々の思想は忽ち統一せられ、天壤無窮の皇運を扶翼し奉る日本國民の大理想は誠に明かに宣せられたのであつた。「歴朝聖德要録」はこの間の事を簡明に述べてあるから左に参考の爲に掲げる。

「此の勅語に因りて教育の基礎は定められ、又國家道德の根柢は堅められたるなり。之より先、我國教育の倫理大本は儒教に由るべしといふものあり、或は佛典に據るべしといふものあり、或は泰西の諸國に倣ひ基督教を以て學校の德育を定むべしといふものあり、或は神ながらの大道を唱ふるものあり、又倫理學史、倫理學說の教ふる所に隨て新に新に日本の新道德を建設すべしと説くものありしが、此教育勅語の一たび出づるに及びて、すべての宗教道德あらゆる倫理學說も皆この勅語の下に統合せられぬ。これ獨り我國民の服膺すべき者たるのみならず、世界國民も亦之を羨仰し奉るべき萬世不易の德育、千古不磨の訓戒たり。宜なる哉、泰西人往々之を崇びて基督教の山上の教訓以上と爲すや。今は英譯成り、世界に向つて此の教育勅語は宣傳せられむとするに至れり」

勅語御煥發當時の文部大臣芳川顯正氏の談話を掲げて参考に供す。

謹で惟みるに、明治天皇陛下は御登極以來深く教育の事に大御心を注がせ給ひ、明治五年には百事草創の際なるに拘らず學制の如き大規模の教育制度を立てさせ給ひし事は世人の治く知る所であるが、教育に就ては特に德育に重を置かせ給ひ、侍臣に命じて幼學綱要を編せしめ給ひ、又、皇后陛下には婦女鑑を編せしめ給ひて之を全國に頒たせ給ふなど、深く德育に向て御軫念あらせられ給ふ様に拜承して居るのである。而して我國道德の大本たる教育勅語の現れたるは誠に微慮と民心との合體に依つた事と信するので、少しく當時の事情を話さう。

時正に精神界は四分五裂、抑も維新の當初開國進取の大方針を立てさせられてより、新文明の空氣は全國に普及して偏に西洋の物質的文明を輸入する事のみ熱中し、仁義忠孝の道の如きは殆んど國民の念頭に上らず、又偶々之を口に上す者あれば迂遠にして時勢を知らぬ者として世人に嘲笑せられたのである。去りながら、明治維新の當初には仁義忠孝の教を受けた者が多かりしより、其人々は縦令之を口にせずとも兎も角も之を實行して居たから左程の害もなかつたが、斯る人々は漸次凋落して明治時代に生れた者が漸く世事に當る様になれば、人の人たる所以の教育を指導すると云ふ事になるのであつて、遂に衆人稠坐の中に立つて仁義忠孝などは古めかしき事で、今文明人の重んずる所ならずと公言して憚らぬ者少からずあるに至つた。

明治聖代の率先者たるべき明治の新教育を受けた者の精神が右の如き有様であるので、國學者とか漢學者とか舊風の學問を修めた者は黙つて居られない。果然立つて懲々との非を咎めた。随つて又耶蘇教者とか、哲學者なども夫れ／＼所見を述べたので、海内國民の精神は四分五裂して麻の如くに亂れた。

捧呈の草案を一字一句批正遊さる。偕て余は天命を拜して夙夜に我國道德の根原は如何、我國教育の由來は如何と云ふ二大問題に思考を凝らしたる末、遂に草案を起して之を 陛下に奉り、又屢々參内天顔に咫尺して御指示を仰ぎ奉つたのである。陛下に於かせられては、道德の大本となるべき重大なる教育勅語の草案の事として、一字一句綿密周到に批正遊ばされ、御會得あらせらるゝ迄は幾たびも御下問遊ばされ、御煥發迄には實に五箇月の日子を費したのである。其間に於ける 陛下の御熱心さと、流るゝが如き御裁決振りの御見事さとは、實に感激措く所を知らなかつたのである。「爾臣民ト共ニ拳々服膺」の御語 之を要するに、斯くの如く道德教育上至善至美なる大皇謨を樹てさせ給うたのは、是れ實に天意民心の合體一致して出來たものであつて、然かも我國に於て、經國濟民の大規模は古來

天意民心の合體一致に由つて成ると思ふ。勅語中に於て「朕爾臣民ト共ニ拳々服膺シテ咸共德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられ給うたのは即ち、天意民心の合體一致を庶幾ひ給うた宗旨と恐察し奉るのである。されば教育の大體は固より斯の點に存する事であると思ふ。

偕て教育勅語御下賜以前に於ては、海内の民心は四分五裂して亂麻の如くに紛亂して居たからして、勅語煥發の後之に對し奉り世論は如何なる狀況に至るべきかと懸念したが、大詔一下するや天下靡然として服従し奉り、民心の之に嚮ふこと恰も大旱の雲霓を望むの慨があつた。其處で、余は後參内して、

「陛下御登極以來屢々重要な詔勅を發して、民心の宜しく歸向すべき所を示させ給ひしに依り、國史未曾有なる維新の大業を完成し給ひ、國運益々隆昌に進み臣民の慶福愈々加はり、天下聖德を仰ぎ奉らざるもの無し。然れ共此大詔命の如く道德の大本立ち、教育の標的定まり、人心を安からしめたるは稀なり。」

と云ふ意味の事を伏奏したるに 龍顔いと麗しく嘉納し給ひぬと記憶し奉つて居る云々。

實に教育勅語は、明治維新の初に當つて、天地神明に誓はせ給ふた國是即ち五箇條御誓文の中の「天地の公道」即「皇基」即「一心の誠」を宣示させ給ふたので、あつて即ち儒道、佛道、神道、基道を渾然融合せられたもので、是れぞ各個の人心の中に生み着けられた時間空間を超越した無限の宇宙大意識の命令を遵守せずには居られぬ人心秘奥の靈氣と脈絡貫通してゐる自然の大法と謂つて然るべきものである。この勅語こそ眞に法華經に所謂「娑婆即寂光淨土」の佛道其のまゝの教へである。

教育勅語は斯の如く尊重すべく畏敬すべきものであるから、吾等國民は十分にその趣旨を理解し、その御精神を體得し、「斯道」に對する鞏固な「信念」を以て、日常に之を實踐躬行することを祈念せねばならぬ。この勅語の御言葉は

誰も解り易いやうではあるが、眞の御趣旨は案外にも多くの人に理解せられて居らぬやうに思はれる。その證據には、我等國民の日常の行動には往々にして勅語の御趣旨に戻るものもあり、殊にこの勅語の御趣旨を充分に理解せざるよりして、遺憾ながら今尙道德的信念を缺くが如く思はるゝ議論等も見聞することがあるのである。それ故に私は讀者と共にこの勅語の御精神の要旨を反省して見たいと思ふのである。

附 明治廿三年ノ世相

- 一月九日 衆議院議員選舉施行規則官報號外ヲ以テ公布。
- 一月二十三日 新島襄逝去。
- 二月十一日 金鷄勳章ノ創設。
- 二月二十七日 淺草大火。千四百二十四戸全焼。
- 三月二十四日 東京女子師範學校ヲ女子高等師範學校ト改稱ス。中村正直校長ニ任セラル。
- 三月二十七日 民事訴訟法公布。二十四年一月一日ヨリ實施。マタ民法ノ中、財産篇、財産取得篇(一部)債權擔保篇、證據篇發布。二十六年一月一日ヨリ實施。
- 四月十五日 英國皇族コンノト親王橫濱着、五月七日參内。
- 五月十七日 内閣小更迭アリ。文相樺本武官中顧問官トナリ芳川顯正文相トナル。
- 五月十九日 帝國大學總長渡邊洪基特命全權公使ニ轉ジ加藤弘之大學總長トナル。
- 六月二日 松平春嶽逝ク年六十二。品川海晏寺ニ葬ル。
- 六月五日 山縣有朋陸軍大將ニ任セラル。

- 六月十日 多額納稅者議員選舉。
- 六月十一日 法制局官制公布。東京農林學校ヲ帝國大學ノ分科大學トナシ農科大學ヲ設置ス。
- 六月二十八日 行政裁判所法裁可公布。
- 七月一日 衆議院議員總選舉。代議士選舉ノハジメ。東京府當選者、楠本正隆、谷本道之、風間信吉、藤田茂吉、太田實、高梨哲四郎、大谷木備一郎、津田真道、芳野世經、森時之助、淺香克平、高木正年。
- 七月十日 貴族院議員伯子男爵議員互選。
- 七月二十五日 集會及ビ政社法ヲ裁可公布。
- 八月四日 愛國公黨及ビ再興自由黨解散。
- 八月二十日 芳野世經等ノ中立議員大成會ヲ組織ス。
- 八月二十五日 舊愛國、自由、大同、九州、四黨ノ委員芝愛宕館ニ會合シ立憲自由黨ヲ組織ス。
- 八月三十日 草雙紙ノ作者萬亭應賀逝ク。
- 九月十一日 横濱在留外人二百七十三名集リテ非條約會ヲ開ク。邦人ノ耳ニ入リテ激昂シタル者多シ。
- 九月二十三日 麴町區飯田町五丁目ニ日本大學開校(明治二十六年七月十四日第一回卒業式舉行)此ノ月マタ國學院大學開校。
- 十月三日 各派ノ有志者、外國ト對等ノ條約締結ヲ欲シテ對等條約會ヲ組織ス。
- 十月六日 改正小學校令公布。
- 十月七日 刑事訴訟法、民法ノ財産取得篇ノ一部及ビ人事篇公布。
- 十月八日 樞密院官制改正。
- 十月九日 議院召集會ヲ奏ス。

十月二十日 元老院廢止。
 十月二十三日 法官ノ制服發表。
 十月二十五日 伊藤博文貴族院議長トナル。東久世通禧同副議長トナル。
 十月三十日 教育ニ關スル勅語御下賜。
 十一月二十五日 第一回帝國議會召集。
 十一月二十六日 衆議院議長及副議長選舉、議長ニ中島信行、副議長ニ津田眞道當選ス。
 十一月二十九日 第一回帝國議會開院式舉行。
 十二月二十一日 國民自由黨結黨式ヲ舉グ。
 十二月二十六日 東京横濱電話交換局開カル。

勅語御煥發四十年間の回顧

四十年前といへば私は年齒漸く十七才にして兵庫縣師範學校の第一學年に在學中であつた。抑々教育勅語御煥發の事は、時の文部大臣子爵芳川顯正氏を宮中に召され、長くも陛下には御風氣にあらせられたにも拘らず、神々しく御白衣のまゝで御口づから御授け遊ばされたとの御事である。而して其の翌日即ち明治二十三年十月三十一日、官報の宮廷録事欄に掲載せられたものが文章として我が國民の拜した最初のものである。而して第四週年は丁度私の師範學校第四學年の時で、附屬小學校に敎生として、其紀念式に臨み、國歌の伴奏を命ぜられ、たゞ／＼其過誤なからんことを畏れた

事は、今も尙腦裡に深く印せられてゐる。土井主事が教育勅語に就て訓話をなされたが、其兒童によく徹底したことを目のあたり見せつけられて、若き教育者の胸は躍るのを禁じ得なかつたのである。

第五、第六週年は附屬小學校訓導として、敎生の指導に専念した。

第七週年明治二十九年私は高等師範學校に入り、今の名古屋高等商業學校長文學博士渡邊龍聖先生が、未だ東京高師の講師として私達に實踐倫理を講ぜられ、勅語の御精神を懇々と平たく哲學的に倫理的に社會學的に、はた國家學的に説かれた事は私が勅語の趣旨を理解し、教育者としての信念を築きし基礎であつたことを今更らながら感謝してゐる。渡邊先生の實踐倫理の講義により、私は人生行路唯教育勅語の御精神を體得するあるのみと云ふ感を強うしたことを有難く思つてゐる。

又當時佐倉の篤學者で、西洋事情に通じ、會て婦女鑑を編纂せられ國民道德の造詣淺からざる西村茂樹翁が、神田一橋教育會館で「道の信念」なる題下に講演された中に、道は外部的のものにあらずして、人の内面的に生くるものであるから「人能弘道非弘人」と云ふことを熱烈に講演されたが、私は此頃高師一年在學中にて、勅語に付て可成り深い信念を持つに至つたのである。私が感激の餘り日本弘道會會員になつたのも此時である。

第九週年を迎へたのは丁度高師第四學年在學當時の事で、卒業論文作製に當り「道の信念」と言ふ題を選び、「斯道」は實に古今に通じて謬らず、是を中外に施して悖らざる時間と空間とを超越した宇宙心であつて、而かも人倫の常經なることを明かにすることに努力したことは、學生時代に於ける教育勅語を紀念する爲の仕事であつた。又同時に「教育者の信仰」と言ふ一文をものして、教育が人格と人格との接觸である以上、教師に確き信念ありて初めて生徒を感化教育することが出来、信念なき時は如何なる方法、技術を以てするも、殆んど徒勞に歸する旨を述べて「道の信念」を體

現せんとした。

尙其翌十週年即ち明治三十三年には高師研究科生として「義務教育」なる一篇を草して義務教育は國家が其存立上幼弱者を教育して、國家を健全なるものに組成すべき生氣澁潤たる細胞たらしめる爲め、當然採るべき策であり、國民は又當然の義務として之に従ふべきものであるといふ意を明らかにした。

教育勅語煥發十一週年の頃は、靜岡縣立掛川中學校教諭として、修身科擔任であつた關係上愈々信念を如實に生徒に體得せしめんと、意氣に燃えた生活に入つたことは今も尙忘れ得ないことの一つである。

第十二、十三週年時代は實際に於て、勅語の御趣旨體現の局に當り、自己、社會、國家、人類等の生活には如何に「斯道」を實現するか「良心」とは何かといふ事柄に付て内省し、人間として又日本國民として、眞に生くる一途は「斯道」の體現にあり、「斯道」を拳々服膺せざるを得ざるが良心なりとの理解に到達しようとなつた。此時に至りて、教育の事は人生最も愉快なる事業であるといふことを自覺するに至つた。當時受持生徒の中に掲示を破棄したものがあつたが、私は修身科擔任教師として自責の念に堪へず、思はず自分を鞭うつた處山崎と云ふ一生徒が自首して、其罪を詫び、一同晴天白日の思ひをなし、誠は人を動かすと云ふことを痛切に感じさせられた次第である。

第十五週年即ち明治三十七年十月四日京都府立第四中學校長に轉補せられ、教育勅語の紀念日は其轉任後間もなく、殊に戦時多端の折柄であつた。扱て新設校で設立後日向浅かりし爲め中學教育の理想を明らかに具體化せんと、熟慮の折柄十月十四日赴任途上福知山に一泊し、其處より腕車を驅つて任地に赴かんとしたるに、幸か不幸か、車夫君は可成りの老齡にて、頓と抄々しく進行せざるまゝに、私をして車上にて校訓即學校精神を具體的に表はさしむるに至つた。左に掲ぐるものは即ち之である。

本校ハ精力	〔體力〕	最善	至誠ヲ以テ本トナシ	ニヨリ
	〔心力〕	活用	勤勞ヲ以テ主トナシ	
人格ノ完成			德操ヲ以テ體トナシ	ナハカリ
			智能ヲ以テ用トナシ	
以テ天壤無窮ノ皇運			以テ報國ヲ期ス	ナ扶翼スヘキ
健實ナル中堅國民			要ハ國土魂ヲ養フニ在リ	ナ養成スルニ在リ

(太字ハ官津中學校校訓ヲ示ス)

(細字ハ現明石中學校校訓ヲ示ス)

此の校訓を胸に抱いて宮津市郊外に近着きし所、第三學年迄(新設校で三學年迄しかない)の生徒が出迎へてゐるに會し、愈々一校の長たる責任を感じた次第である。直ちに講堂に入つて三十分互り、校訓の意のある所を話して第一歩を踏み出したのである。

其年十月三十日紀念日には非常な感激に充ちて、言々句々、骨鳴り血湧く感を以て捧讀した。爾來捧讀の度を重ねる毎に層一層感激を深かめ、信念を固うする概があつた。

第二十週年即ち明治四十三年千葉縣立佐倉中學校長在職當時、勅語を紀念する爲め口繪に掲ぐる國民精神表解及び國民精神圖解を工夫して、之を印刷に附して一般に配布した。

明治四十三年、生母危篤の報に接し、見舞の爲め歸省した折柄生母は私に向つて「御前は生徒の教育が本務だ、其を忘れて歸ることは此の母が忍びない、此の母は阿彌陀の懷に歸るのだ、極樂淨土に往生するのだ、安心せよ一刻も早く歸り教育の事に力めよ」と勵まされたので、一旦出發はしたものの、後髪を引かれる思ひに、再び引返へして、見舞つた

のに三十日間も絶食して居た母は手を舉げて「左様なら」と挨拶をされたので、私は案じつゝも任地に歸つたが、後六日に母は遂に極樂浄土に往生された。其後實兄の語る處に依れば、生母は臨終に際して、南無阿彌陀佛を唱へながら、「佐太郎」と叫んで開いた手を二度振つて、私が歸るに及ばないと意を表はして後は眠るが如く、歸するが如く、息を引取られたとのであつた。斯の如き母の態度は私をして「斯道」を拳々服膺すべき信念を、彌が上にも強からしめたことは感銘深いことである。

第二十三週年即ち大正二年、岡山關西中學校長に轉じてからも、同様の校訓を提げて生徒の訓育に當つてのみならず當時は岡山市外十九郡中、足を運ばない所とはなく、多きは數度に及んで「斯道」の闡明に力めた。社會教育に微力を致して、大方の共鳴を得たことは身教育者として愉快に堪へぬものがあつた。

第三十週年の時は、老父を喪ひ郷里網干に退耕中で町會議員、戶主會長、青年會長、其他民間諸團體の首腦者殊に實業補習學校長として「斯道」を通俗的に説くことを怠らなかつた。かの飾磨小學校に於て開かれた水産展覽會には、口繪に掲げた國民思想要義及び國民精神の表解並びに圖解をものし、之を出品して、一般の共鳴する所となり、一萬枚を印刷して頒ち「斯道」の徹底に努めたのであつた。

尙三十週年紀念としては、大正九年網干の氏神魚次神社に高さ百二十三尺の國旗柱を建て、國旗は(一)日本の國の理想的標章として明らかに太陽の象徴であり、(二)天照大神の洪徳並びに天津日嗣きの天皇の御徳を表はし、(三)國民各個の赤誠を表はすものである、而して教育勅語の「斯道」を拳々服膺する至誠こそ國旗の精神である。此の國旗を以て教育勅語の御趣旨の貫徹を圖らんが爲めに「國旗の精神教育」と題する小冊子を刊行して宣傳に努めた。

何人にも人生最大の問題として忘れられないものは人間と宇宙との關聯した生活、即ち天壤無窮の生活を見出すこと

であるが、天壤無窮の生活とは、即ち教育勅語の「斯道」の實現に外ならない。我々は「斯道」の拳々服膺其實現によつて生活の安定を得、眞の人生の幸福を味ふことが出来る、故に教育に最も大切な問題は枝葉の形式的の問題ではなく千枝萬葉が時を趁ふて繁茂する一切の教授教育の流れ出る其根本精神の確立と、自覺とに俟たなければならぬと思ひ至るのである。

左に私が嘗て後丹時代にもせる小文を追懷の爲に載せて置く。

人間ノ魂ハ一ニ至誠ニ在リ (在京都府立第四中學校校友會雜誌第三號所載)

明治四十二年二月、牧野文部大臣閣下ハ「至誠通神」ト云フ四文字ヲ書シテ賜ハル、乃我校講堂ニ掲ゲ永ク本校教育ノ根本ト仰ギ、日夕之ヲ服膺シ、之ヲ躬行シテ、敢テ怠ラザラントス。嗚呼、至誠通神何ゾ其言ノ莊重雄大ナル。何ゾ其旨ノ深遠幽玄ナル。即チ是レ天地正大ノ氣ナリ、而シテ余輩ノ篤ク信ジ一身ヲ獻グル處、亦實ニ此ニ存ス。

謹ミテ惟フニ、教育ニ關スル勅語ハ、天下ノ公道ト、我が國民道徳ノ大綱トヲ論シ給ヒシモノナリ。我日本臣民ノ道、即チ本分ハ此外ニアルコトナシ。斯ノ道揚リテ、我徳成リ、我家興リ、我國榮エ、斯道廢リテ、我徳敗レ、我家衰ヘ、我國衰ブ。

「斯道ハ實ニ我が皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」ト論シ給ヘルガ如ク人間萬事最モ尊重スベク、最モ畏敬スベキハ斯道ニシテ、人生ノ目的ハ一ニ斯道ノ實現ニ在ルノミ。孔聖ガ「朝ニ道ヲ聞イテ夕ニ死ストモ可ナリ」ト思ハレシハ良ニ所以アリト謂フベキナリ。

而シテ吾人ハ、中心斯道ヲ尊重シ、之ヲ畏敬シテ、之ヲ實現セントスル精神、即チ拳々服膺シテ咸共徳ヲ一ニセンコトヲ努力シテ已マサル精神ヲ有セリ。之ヲ至誠ト稱ス。至誠ナキ行爲ハ、外觀如何ニ美ナリトモ、斯道ヲ實現セルモノニ非ズ。本分ヲ盡セルモノニアラズ。斯道ハ吾人ノ須臾モ離ルベカラザルモノナルト共ニ、至誠ノ心ハ吾人ノ造次ニモ顯沛ニモ離ルベカラザル魂ナリ。中庸曰。誠天之道也。誠之者人之道也。又曰、至誠之道可以前知、至誠如神。又曰、唯天下至誠爲能盡其性、可以贊天地之化育、可以與天地參矣。又曰「我ガ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥美ヲ濟セルハ此レ我國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」ト宣ハセ給ヘルハ、吾人ガ祖先ノ至誠ニアラズシテ何ゾ。

嗚呼大ナル哉至誠、吾人ハ一向專念、斯道ヲ實現シ其本分ヲ盡シ、其本職ニ從ヒ、一心一向、斃レテ後已ムノ至誠ヲ最モ嚴明ニ操守センコトヲ期スルト共ニ、天下萬人ヲシテ此絶大雄偉ノ精神ヲ發揮セシメンコトヲ祈念シテ止マサルナリ。

明治四十年十月三十日

京都府立第四中學校長 山内佐太郎

斯くて私が目下奉職せる兵庫縣立明石中學校に於て最も重きを置く問題は、過去四十年間の教育生活に顧みて、未だ不満に堪えぬ點である教育精神の確立、即ち明中魂の養成は最も根本であつて、緊要なる事柄であると思ふ。何と云つても、從來の學校に學ぶ者の甚だ誤りたる考へに立つてゐたことは、卒業後樂をして生活が出来る好位地を得る階段であると考へてゐた點である。斯の根本的に誤つた思想を打破して、創立當初に左の主義綱領を建て、精進努力してゐる次第である。

主義

我等の明中生活は精力の最善(斯道ノ拳々服膺至) 活用(勤勞)により人格(樂シミテ自治)の完成を圖り以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉る(勳語ノ斯道)の健全なる國民を養成せんことを以て主義とす。

綱領

我等の明中生活の主旨を實現せんが爲めに、自強不息(前庭ニ自強)の正氣を以て左の三綱領の徹底を期す。

自治……………自己完成の階梯

協同……………社會生活の要諦

創造……………人文發展の關鍵

之を要するに、私は過去の教育を顧み、遺憾多かりしを悲しむと同時に茲に教育精神を確定して、日本の國士は斯くあるべしと思ふ人物の養成を眼目として、二大方面の精進努力をしてゐるのである。

第一、勞働の神聖を體得すること(作業教育による創造)

第二、斯道の信念を確立すること(根本精神の自覺)

而して此二者は二にして一、二方面にして一體畢竟平素學習の作業化と、作業の學習化とにより、人間教育、國士養成の實を擧げんとしてゐるのが明中生活である。

國體の精華

一六

聖勅第一段

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々歐美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

此段は八十五字よりなり國體の精華即ち教育の淵源を述べ給ふたものである。

國體の成立を考へるに當つて、神武天皇を皇祖とすべきは勿論であるが、更に其上に遡れば鷦鷯草葺不合尊、火闌降命、彥火火出見尊、瓊瓊杵尊から天忍穗耳尊、天穗日尊。天照大神があらせられて、木の神、山の神、野の神等色々な神をお生みになつた。天地初發の時は天御中主神、高御產巢日神、神產巢日神の三柱の造化の主神があらせられたのである。此時代は所謂神代と云つて、史家の説によると大和民族の發生は八千年餘の昔であつたといふ。此の如き古き昔の事は明らかには知る由もないが。兎に角我日本の成立が甚だ遠き古にあつたことは事實である。又神武天皇より今上陛下までの代々の天皇は國家經營に當らせられたので、聖勅に仰せられてある如く國を肇むることは實に宏遠なのである。

扱て其代々の聖天子の下萬民に臨ませられることは恰も慈父の子に對するが如くであり、又國利民福を圖ることに御軫念遊ばされたのである。即ち崇神天皇は四道將軍を各地方に遣はし給ふて、民治の開發に努めさせ給ふたのであつた仁徳天皇が民の貧苦を我事として、苦惱をお分ち遊ばされたことは拜察するだに有難い思召しである。

高どのののぼりてみれば天の下四方にけぶりて今ぞ富みぬる

と詠じた藤原時平の歌は當時の有様を眼前に髣髴させるものがある。

又欽明天皇が任那に對してなされた外交政策の如き國威を海外に發揚遊ばされたものである。推古天皇の憲法十七條と云ひ、孝徳天皇の大化の改新と云ふは實に我國史の上に於ける劃時代的な事である。聖武天皇の佛教を取入れ給ひ、我國精神文化の上に貢獻遊ばされたことは後世日本の文化史上に燦然と輝き互つてゐる。

桓武天皇は都を山背國（後山城と改名）に遷され「葛野の大宮地は山川も麗はしく、四方の國の百姓の參出來る事も便なり」と宣ひ、又「山背の國は山河を襟帯して自然に城を作す」として山背國を山城の國と改め給ひ、庶民は之を謳歌して平安京と申した事跡は又當時の泰平の様を想ふに充分である。其他嵯峨天皇が檢非違使を置かせ給ひて、制令の上に改廢を行はせられたことも民治の事に如何に御心を用ひさせ給ふたか々明らかである。清和天皇以後皇室は明治維新迄直接政治には干與されなかつたが、幕末に於ては、孝明天皇が身を以て國難に當せられたことは國民の腦裏に新たなる事である。明治大帝は御幼少の御身を以て御登極遊ばさるゝに當り所謂五ヶ條の御誓文を發し給ひ、茲に新日本建設の第一歩を踏み出し給ふたのである。

以上述べて來た如く、上皇室が如何に下萬民に臨ませ給ふたかは、雄略天皇の遺詔に「義は乃ち君臣、情は父子を兼ぬ」と仰せ給ふたが如く義の上に「情は父子を兼ぬ」の大御心のあらせられたことは明らかとなつた。其間偶々足利尊氏の如きものもあつたが、併し事をなすには皇室を仰ぐことを前提とせねばならなかつたし、又徳川氏が三百年の永きに互り政權を壟斷するに當つては、是又皇室の威徳を離れることは出来なかつたのである。斯くの如く皇室が兵馬の權を把らせられなかつた時と雖も、矢張り消極的に其王化が民に及んでゐた。皇室の御威徳は陰に陽に民心に流れ込んで

わたことは全日本史を通じて見ることが出来るのである。聖勅に「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」とは此事を指してあるのである。

然らば斯くの如き至仁至聖の皇室を戴く國民は何うであつたかと云ふに、調伊企儼が新羅に捉へられて、降伏を迫られた時、肯んぜずして「新羅王我尻を食へ」と喝破したる忠烈の如き、實に我民族の、至誠から發した意氣を示したものととして、日本史上から抹殺することの出来ない事實である。又楠氏父子の忠誠の如き、徳川光圀をして「嗚呼忠臣楠氏」と歎ぜしめたのは誠に宜なるかなである。近くは乃木大將の忠烈なる生涯の如き實に國民忠誠の代表的なものである。聖勅の「克ク忠ニ克ク孝ニ……」とは此事實である。

上來述べ來りし如く我國は上に至仁至聖の皇室あり、下萬民克ク忠に克ク孝に億兆心を一にして、一大家族となり併も之は人爲的に成されたものでなく、自然の中に生じた所謂日本精神といふ強い信念に基き、共存共榮の實を擧げて今日に及んだのである。それは決して理論ではなく、國史に炳として輝く事實である。其處には一脈の滾々として盡きない清流が流れてゐる。是が即ち至誠其ものである。此清流は過去から現在に至り、更に未來永劫に通すべき日本精神そのものである。明治大帝が五ヶ條の御誓文に「知識を世界に求め大いに皇基を振起すべし」と宣はせられた處の其皇基とは此國體の事實を指すのであつて、又聖勅に「此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と仰せ給ふたのも之が爲めである。

明治天皇御製

むかしより流れたいせぬ五十鈴川なほ萬代もすまむこそ思ふ。
いにしへの書見る度に思ふかなおのが治むる國はいかにと。

照るにつけ曇るにつけて思ふかな我が民草の上はいかにと。
目に見ゆる神の心に通ふこそひまの心の誠なりけれ。

道徳の要綱

聖勅第二段

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

此段は百五十文字よりなり、國民生活の基調即ち根本たるべき「斯道」を宣示し給ふたものである。「斯道」とは如何なるものであるか、中庸に「天の命之を性と謂ひ、性に率ふ之れを道といひ道を修むる之を教と謂ふ」といひ、孝經に「父子の道は天性なり」とあるが如く斯道は天性に基く大自然の法則である。又佛書に涅槃經と云ふ經文があるが其中に「諸惡莫作、衆善奉行、自淨其意、是諸佛敎」といふ文句があるが其中の「自淨其意」といふ所が注意すべきである、妄想分別に驅らるゝ我執我慢を捨て、一點の塵埃をも止めざる自己の本性に從つてなすのが道であるといふのである。扱て「斯道」を行はねばならぬ人間といふものゝ現實の生活に於ける立場はどんなものであるか、此點に就て少しく述べる必要がある。

一體國には歴史と云ふものがある、體驗の跡がある、それと同様に個人にも亦歴史がある、體驗の跡がある。即ち個人に於ては之を品性といふ、各人には善かれ悪しかれ必ず體驗の跡といふものがある、思へば世の中は様々である。學者教育家として、或は又商人として利殖に日も之れ足らぬ生活を送り、一畝々と耕す農夫もある、花々しくもあり又苦しくもあるが、云ふに云へぬ面白い所もある。今茲に一人の軍人がある、其人は其出發の初めに在りては商人たらんか、商人たらんかの岐路に立つた譯である、而して終に軍人として進まざるを得なかつたのだ。軍人であり同時に商人たることは出来なかつたのである。して見れば其處には其人としての當然歩まなければならなかつた、路があつたのだ二つと踏み得ない唯一筋の路を選んで進んで来たのである。かく考へて来ると其人にとりては、其一筋路は誠に懐しくもあり、考へれば考へる程、しみじみと感じが深くなり、勿體ない、合掌したいやうな氣持が湧いて来るだらう。是は自分の歩んで来た道を自覺すれば、それがよし花々しいにせよ、苦しいものであるにせよ、自分の踏むべき唯一筋の路であつたとすれば斯く感ずるのが人間らしいのである。是は實に絶對的の價値を有つもので、花々しい路なるが故に有難く思ふと云ふやうな淺薄なものではない、そんな相對的なものではない。人間である以上、かく考へて来ると自己の體驗の跡に對しては合掌する迄に尊く思ふに至るのであるが、自己の品性を尊ぶといふ考へが湧くならば、そこには同時に他人共もの、品性即ち體驗の跡を尊ぶ氣持の起るのが當然である。以上は人間生活の横の關係を考へたのであるが、更に縦の關係を考へて見たい。

人には貴賤貧富、君臣、父子、兄弟、朋友、夫婦の地位即ち相對的地位の差別がある。又人間共ものから各個人を考へると、平等に其人特獨の地位と云ふものがある、是は絶對的地位の平等である。之は例へて云へば、天下に號令する大宰相の人間としての地位(價値)と、日夕塵箱を漁る屑拾ひの人間共ものとしての地位(價値)とは平等にして、絶對的

なものである。

以上述べた如く人の體驗の歴史といふものと、又人の其各々に特有なる絶對的な地位の尊嚴といふものとを考へると人間生活の規範は案外容易に了解されるやうになる。

即ち親としての過去の體驗と現在親特有なる地位とを考へ合はせる時、我々は何うしても誠心を盡さねばならぬ、孝を致さねばならぬと云ふ感じが湧いて来る、又親に孝を盡すことによつて、我々はそれ自身に無上の喜悅と満足とを覺えるのである。決して親に恩を受けたから報恩的に孝を盡すといふやうな淺薄な氣持ではないのである。又兄弟の此絶對的尊嚴を自覺する時弟妹たる者は敬意を表はさねばならぬ、友愛を捧げざるを得ない氣持が湧いて来る、兄弟は弟妹を慈しまねばならぬと云ふ情が湧いて来る、是は自然の情である。

夫婦は家庭生活の始めであり、其根本基調をなすものは、當事者相互の誠の融合即ち愛の一致でなければならぬ、妻は夫の夫たる絶對的な地位を理解し、夫は又其妻が如何に愚鈍なる者であるにせよ、妻は妻にしてそこに侵すべからざるものがあり、夫たり妻たる地位は互に取り替へることの出来ないものである。其處には御互の理解となり愛を生じ相和するに至るのである。朋友は人間の社會生活の第一歩である。人は社會無しには決して行けるものではない、社會の共存共榮の實を擧げる爲めには、其根本組織たる朋友互に眞實の心と心との接觸を圖らねばならぬ、是も御互の地位を理解することに出發する。人は道德的になればなる程理智の閃めきが強くなり、人の行爲を裁くに快刀亂麻の慨があるが、同時に又冷やかとなる缺點がある。人は何人と雖も完全無缺であり得ない、故に現實の社會に於ては、かゝる偏頗なる態度はよろしくない、それに人間の感情は自然に助長すれば謙讓の徳の生ずるものである。他人の過失をも許す氣持ちとなるものである、正邪共に受け入れる態度が出来るものである。従つて己を持すること誠に慎ましかたくな

る、是が恭儉己を持することである。此恭と云ふことはやがて誠心と結び付いて人に及び、そこには友情となり更に進んで愛となる、愛は一切の民衆に及んで博愛となり、初めて社会生活は潤ひのあるものとなる。博愛の徹底したる社会は理想的社会である。

個人は社会あつての個人である、さればと云つて個人を無視せよといふのではない。個人の價値は社会といふ全體を前提としてのものであり、個人の内容充實はやがて全體としての社会價値の増進となる。又現今の社会は往昔の遊牧時代と異り科學的の生活となり、産業の何れ一として文明の利器、科學的方法に依らざるはなく、特殊の知識技能を要せないものはない。斯くの如く社会生活の組織の上からしても亦自己存立の上から考へても、修學、習業して智能を啓發することは缺ぐべからざることである。併しまだ之のみでは充分とはいへぬ、社会生活の圓滿なる運轉の爲めには、其組員たる個人の完成に俟たねばならぬ、茲に道德的の修養が肝要となる、之が根本の問題である。如何なる鋭利なる武器も其人を得て初めて其効を奏する、單なる知識技能は未だ價値ありとは云へぬ。例へば拳闘の如きもので、それ自身には害益何れでもないが、是を以て適當に親の肩を打てば孝となり、是を以て強く友人を打てば毆打罪となるが如く其用ふる人の心掛け如何によつて價値の定るのが知識技能である、茲に德器成就が肝要となる。道德的品性の養成が根本である。

修學習業智能を啓發し、兼ねて德器を成就して立派な個人となつても其働く所、唯眼中自己あつて社会なく、國家なき時はそれは決して社会人として認容さるべきではない。勿論今日の社会に在りては、社会を離れて自己のみの利益を壟斷すると云ふことは出来ないことではあるが、單にそんな消極的な考へで社会生活を送る者があつては國家の發展は望むべくもない。もつと積極的に進んで、其有爲の材を社会公共の利益の爲めに働かせる必要がある。殊に殖産興業あ

らゆる方面に向つて奉仕する上に發明に天創造の精力を注がねばならぬ。其處に國家社会の進運は望むことが出来るのである、公益を廣めねばならぬ所以は茲に在る。國家は其中に色々な社会團體を包含してゐる、縣、郡、村の如きがそれで、其等の各の相互間の關係は、勿論有機的な機能を發揮する爲には、其れに屬する個人は各其統制の爲、圓滑なる活動の爲、それ／＼直接に、間接に貢獻する所がなければならぬ、即ち大にしては、貴衆兩院議員、小にしては自治團體の議員及び其他の諸團體の役員の如きは直接なる働きをなすものであり、斯くの如き役に就かずとも、是等を選舉し應援し監視するが如きは間接なる働きである、世務を聞くとは是れの謂ひである。公益を廣め世務を聞くは國家生活上一日も忽かせに出来ないことである。

今日の國家は、國家社会主義に立てるものであり、殊に我が國は家族的國家社会主義であるから、前にも述べた如く我國は過去の體験の事實として、國家構成の當時より今日に至る悠々二千數百年の間、不文の事實として君臣の分は明らかに定つてゐる、是は絶對的なもので國民たるもの、是を奉ずることは當然の義務にして、又現今の如く成文法として憲法及皇室典範が表示せられた以上は尙更らることである。既に國家が一つの社会團體である以上、吾國家は社会生活の共存共榮の實を遺憾なく發揮して行く爲めの手段とも考へられる以上、其處には其生活上必須にして缺ぐべからざる法規といふものは嚴守さるべき性質のものである。此の點に於ては道德も同様であるが、唯異るは其範圍に於てある、而も其範圍は道德より一層狭められてゐる、幾んど最小限度まで極限されてゐる。

社会人としては道德は必ずや嚴守さるべきものである、況んや法規に於ては云はずもがななことである。國憲を重んじ國法に従ふ必要のあることは明らかである。近時世界平和が盛に唱へられ其結果國際聯盟といひ、不戰條約といひ、將又軍備縮小會議といひ種々の名目で運動が行はれてゐる、固より之は人類生活の上から慶すべく喜ぶべき現象には違

ひない、併し一度思ひを巡らす時世界各國の間には刻々の間と雖も經濟的な争ひは絶へるときがない有様である、此争ひの絶へない限り、此争ひの存する限り其處には必ずや妥協の破れることのあるを覺悟して置かねばならぬ。相衝突する二つの中の一方が一發ゾドンと放つた時、道徳論を駁して見ても人道を叫んで見ても、それは徒勞の外の何物でもない、事此に及んでは戦ひは躊躇してはゐられない。正義に反する者は何處までも懲らしめねばならぬ、正義は終には勝つ、我大和民族も過去に於て正義の戦を闘つて來た。結果は三尺の童兒もよく知る大捷を博したのであつた。將來に於ても正義に突進する我國民に抗争するものなしと誰れが豫言出來やう、然らば若し萬一といふ時を豫想せねばならぬ、豫想の存する以上、其處にはそれに備へる不斷の用意がなければならぬ。一度事ある時我等は大和民族といふ家族的國家の社會生活の爲、其共存共榮の爲めに總べてのものを捧げる覺悟を必要とする、是は國家の一員として、社會構成の一分子として、當然の責務である。

以上述べた如く聖勅には孝、友、和、信、恭謙、博愛、學業、智能、德器、公益、世務、國憲、國法、義勇奉公等の個人的、家族的、社會的、國家的の社會生活上の規範を御示し遊ばされてあるが、是等は各個個獨立に働くものではなく、各、天壤無窮の皇運扶翼と云ふ一大目的に向つて働くのである。例へば

父母に孝に以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。

兄弟に友に以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。

の如く考ふるが妥當である。斯道を一の例外もなく國民の總べてが實踐する時、天壤無窮の皇運は扶翼されるのである。國民全體が「斯道」の實現に努力することは、過去の日本が踏んで來た道を歩むこととなり、やがて其遺風を顯彰することとなるのである。

明治天皇御製

たらしれのみ親のをしへ新玉の年經るまゝに身にぞしみける
 過をいさめかほして親しむがまことの友の心なるらむ
 國の爲仇なす敵はくたくともいつくしむべきことな忘れそ
 つかさ人まかでし後の夕まぐれ心しづかに書を見るかな
 うち向ふ度に心をみかけさや鏡は神のつくりそめけむ
 いかに世は開け行くとも古への國の掟はたかへざらなむ
 弓矢もて神の治めし國人はことなき世にも心ゆるぶな

斯道の信念

聖勅第三段

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

此段は八十字よりなり「斯道」の信念を宣はせ給ふたものである。

「克忠克孝……父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ……一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とあるが斯道である、即ち個人家庭社會國家等の道徳的規節をお示し遊ばされた事を意味するのである。

「斯道ハ實ニ」の「實ニ」は特に強く宣はせられた御言葉にして、之は皇祖皇宗を一貫して實踐遊ばされたもので、決して今に始まつたものではない意を明らかにせさせ給ふたものである。

臣民は別として、上皇室に於かせられて、斯道は二千數百年の間確實に傳統的に實踐遊ばされたことは炳として輝く國史が證明してゐる。又恒に物質的にも精神的にも此民族の文化發展の爲めに御軫念遊ばされ、民力を涵養せさせ給ひ我國體を鮮明に維持し給ふたのである。即ち日本の國體は皇室によりて益確く益光輝あるものとなつて今日に及んでゐるのである。是の故に明治天皇が「斯道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ」即ち是れぞ惟神の道であると仰せ給ふたのである。故に上皇祖皇宗の御子孫と我等臣民は俱に斯道を遵守すべきものである、國民生活の基調とすべきである。過去の日本は過ちなく實踐して、皇室中心の大家族の生活を送つて來た。其結果我國をして今日あらしめたのである、而して國家の盛衰は此れを實踐すると否とにあるので、之は單に臣民のみならず未來永劫君臣共に遵守すべきである。凡そ實踐に導くものは、それを徹底的に認識することである、自覺に至ることである。ソクラテスは「汝自身を知れ」と書いた希臘のデルフオイのアポロ神殿の額の前に跪いたと云ふことである、汝自身を知れと云ふ意味は畢竟眞正の自己自身を知れとの云ひである。眞實なる自己を知れと云ふことは即ち眞實なる自覺をせよと云ふことである。道德的人生觀は茲に出發する、之は個人に於てのみならず同時に個人の集合體なる國家にも當該まる事である。日本人として眞實なる日本を知る、眞實なる日本國民を知る、此に於て初めて「斯道」の實行に進むことが出来るのである。

斯道は本來の大和民族のみに實踐さるべきではない、臺灣朝鮮等新附の民も同じく「斯道」を遵守すべきである、新附の民は本來の大和民族とは異なるが、太古より自然に發展して來りたる國體は、彼等を融和統一するだけの力を持つてゐるから、何の不思議もなく「斯道」は彼等にも實踐されるのである。

此の世にある如何なる法典も改廢は豫期されるが、獨り勅語のみは決して其餘地がないことをお示し遊ばされてゐる、それは畏くも明治天皇が御作り給ひし事實規範ではなく、二千數百年の永きに互り我大和民族が體驗して來た所のものを歸納して、我等臣民に宣示し給ふた規範だからである。其時代時代に生れた個々の根柢なきものでなく、實に古今を一貫する生命の流れた日本精神である。故に「斯道」が國內に於て謬らざると共に寸時も忽かせにすべからざるものであることは前に述べた通りであるが、又外國に施しても決して矛盾するものではないといふことを考へる必要がある、更に積極的に「斯道」を實現する國は何れも皆其隆盛を見ると同時に國民の福祉は益増進されると云ふことをお諭し遊ばされたもので、明治大帝の絶大なる御信念の程が拜察せられるのである。即ち日本が「斯道」を實踐する時は愈々其繁榮を招來するのであるが、是は他國の利益を妨げるものではなく、又外國に在りても「斯道」の容れられない國情は少しもない、成程日本の如く皇室中心の大家族とは自から趣を異にするものもあるから、其實踐の方法手段に於ては或は必ずしも同一とは云へないかも知れぬが、其實質に於ては些の異なる所もないのである。世界萬邦何れも「斯道」を實踐すべきものである。

日本は先づ世界萬邦に率先して「斯道」を體現して、社會生活を向上發展せしめ其威容を示し、體ては世界各國をして之を仰がしめ、全人類に指導原理を與へることを使命とするものである。「斯道」は實に時間空間を超越したる絶對無限のもので、宏大無邊、須臾も離るべからざるものである。「斯道」は我國民道德の精髓であると同時に又普遍的なもので世界道德の骨子である。是は明治大帝が「之ヲ古今ニ通シテ譯ラス」「之ヲ中外に施シテ悖ラス」と御宣言遊ばされたことから明らかである。其處には明治大帝の偉大なる御信念があり、而も之を唯臣民にのみ實踐せよと仰せられたのではなく、「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺」と仰せられて、實踐射行の範を垂れさせ給ふたのである。

一體拳々とは大切な物を恭しく捧げ持つ貌であり、服膺とは胸に著けて心から離さないやうにすることである。こゝで云へば聖勅の御趣旨に歸依服従することが拳々であり、行住坐臥心をその上に注ぎ造次顛沛も離れないのが服膺である。もつと簡単に云へば我情我欲を捨て、精力を最善活用することである。暫くの間其我を捨て、一心不亂に心を聖勅の御趣旨に注いでゐれば、何時とはなしに御教へと自分とが一如即ち徳となり、尊い神意が己れの上に表はれて、何とも云へない清く明るい心持になることが出来るのである、此の境地を道を體得したとか徳に至つたとか云ふのである。世の中のあらゆる宗教、あらゆる聖賢の教へと云ふも一としてこれでもないものはない。例へば「父母ニ孝ニ」といへば子たるものが父母に對して忘想我慢を捨て、仕へることである、茲に父母と一如の境地即ち孝といふ徳を體得することになるのである。これと同様に兄弟の友も、夫婦の和も、朋友の信も、忠君愛國も、博愛も要する所は此我情我欲我見を捨て、精力を最善活用することより外に道はないのである。

明中が學校正面に自彊旗を押し立て、進む所以は「斯道」を目當てに進む所にある、此天壤無窮の皇運扶翼といふ我國民生活の理想であり、又人類生活であり、且つ天壤無窮の宇宙生活の大理想を目標として一千有餘の職員生徒が打つて一丸となり、各其我見我欲を捨て、只管精力最善活用の道を辿らんが爲めである。明中生活の根本は實に斯道の拳々服膺に基くのである。

君民一徳となつて「斯道」を遵守するのが我國體の精華であるが、將來に於ても「斯道」を實踐し純一、全一にし統一あらしめんと宣示し給ふたのである。實に聖勅三百十五字は明治大帝が人類に向つて、明らかに一大指導原理として提供せさせ給ふたものである。

明治天皇御製

傳へ來て國の寶となりけりひじりの御代の詔ぶみ
國のためいよ／＼盡せ千萬の民のこゝろを一つにはして

字 義 謹 解

「朕」ハ天皇陛下ノ御自稱。「惟フ」思フト云フヨリモ深ク思ヒメグラス意ヲ表ハス。「皇祖皇宗」皇ハ大ト同シ意テ至尊ヲホメタタエ
ル語デアアル。祖宗ハ必ズシモ之ヲ區別スル必要ハナク、況ク御歴代ハ勿論ノコト、尙邇ツテハ神代ノ御祖先ヲ指シ給フタモノデアロウ。
「國ヲ肇ム」肇ムトハ國家ノ業ヲ始メ開クコトデアアル。建國ト云フヨリモ意味ガ深遠デアアル。「徳ヲ樹ツ」徳トハ恩惠ト垂教トナ意味スル語
テ、樹ツトハ根抵深ク植エ付ケルコトデアアル。樹徳ノ範圍ニハ祭祀、養民教化等ヲ含ム。「克ク」能クト云フノト同シテ其意ハ少シ強
イ、心力ヲ盡シテ行フノ意デアアル。「國體」ハ俗ニ云フ所ノ人柄、家柄、國柄ノ意味テ、國史ノ成跡ヲ云フノデアアル。「精華」ノ精ハ
精力ナド云フ語ト同シテ内ニ含メル氣力デアツテ、華ハ外ニ顯ハレタ麗ハシイ光彩デアアル。「淵源」ハ河水ノ流レ出ル本源ノ謂ヒデア
ツテ、物事ノ大本ノ義デアアル。

「兄弟ニ友」友ハ友愛ノ意テ同胞ノ間互ニ相親シムノチ云フ。「相和シ」トハ情誼ノ調和シテ仲ノ善イ事デアアル。「相信シ」心ニ誠ガ
アツテ言行ノ上ニ詐リノ無イノチ云フノデ、互ニ誠心ヲ以テ相交ハル事デアアル。「恭儉己レヲ持シ」恭トハ心カラ丁寧ニ、行ノ上ニ放
恣ナ所ガナク檢束ノアルノチ云ヒ、儉ハ儉約ノ儉テ物ヲ粗末ニセナイコトデアアル。自己ノ心身ヲ執リ守ルニ、敬虔ナ態度ヲモツテ、一
物一品ヲ取扱フニモ粗末ニシナイコト。「博愛衆ニ及ホシ」衆トハ多人數ト云フ意、「及ホシ」ハ自分ニ近イ者カラ遠イ者ニ、親シイ者
カラ疎遠ナ者ニ順次ニ施スノチ云フ。即チ順序次第ヲ立テ、而モ及バナイ所ノナイヨウニスルコトデアアル。「智能ヲ啓發シ」智能ハ
智識ト能力ト云フ意テ、啓發ハ智識ノ收得及ビ能力ノ發達ト云フ意。「徳器ヲ成就シ」徳器ハ品性ト同シ意味テ、品性トハ或一定ノ行

ナ長イ間反覆シタ結果、一ツノ習慣トナツタ性ヲ云フノデアアル。品性ニハ善キモノト惡シキモノトアルガ、常ニ惡イ行ヲ拆ケテ、正善ノ行ヲ實行セズニ居ラレナイト云フノ指シテ道德的品性ト云ヒ、即チ茲ニ云フ徳器デアアル。成就トハ道德的品性ヲ鞏固ニシ理想的ニ進メテ有徳ノ人トナル努力ヲ積メト云フコトデアアル。「世務ヲ開キ」開キハ開拓、擴充ノ意デ、世務ハ社會生活上ノ種々ノ有益ノ事業ヲ云フノデアアル。「國憲」國家根本ノ法則デ、皇室典範ト大日本帝國憲法トガ之デアアル。「國法」國家統治上必要ノ規定デ、法律其他各種ノ命令ヲ云フノデアアル。「一旦緩急」一旦ハ「一たび」又「若シ」ノ意。緩急ノ緩ハ添ヘタノミテ意味ハナイ、即チ急變ノ意デアアル。「公ニ奉シ」公ハ皇室ト國家トヲ指シ、全體ノ意味ハ身命ヲ皇室國家ニ捧ゲルコトデアアル。「天壤無窮ノ皇運」ハ天照大神ノ神勅「寶祚之隆當與天壤無窮者矣」ニ基イテキル。茲ニ我が國家ハ天祐ヲ保全セラレタ一系萬世ノ皇室ヲ中心トシテ「天壤無窮」ノ信念ヲ以テ一大家族の國家生活ニヨリ、絕對ノ宇宙的大意識ニ奉仕スルモノデアアルコトヲ理解セズニハ居ラレナイ譯デアアル。

「新道」ハ第二段ニ宣示シ給フタ道德ノ要綱ヲ指シテ云フノデアアル。「子孫臣民」子孫ハ天皇ノ聖子神孫ノ方々ヲ云ヒ臣民トハ現在及ビ將來ノ全國民ノ意味デアアル。「之ヲ古今ニ通シテ誨ラズ」ノ之ハ新道ヲ指シテアル。古モ今モ即チ過去、現在、未來ニ通シテ用ヒテ道理ニ背カズ、不都合ガナイ。コレコソ時間ヲ超越シタ「歸命無量壽如來」ノ御意ヲ表ハサレタモノデアアル。「之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ」國中ニモ國外ニモ、即チ如何ナル國ニ施シ行ツテモ更ニ妨ゲガナイ大道デアアルトノ意。是レソ場處即チ空間ヲ超越シタ「南無不可思議光如來」ノ御意ヲ表ハサレタモノデアアル。「新道」ハ唯神ノ道ノ神道デ、又大智大悲ノ佛道デアリ、天命其マ、ノ儒道デアリ、博愛無邊ノ基督教ノ大道デアアルト云フコトヲ宣示シ給フタノデアアル。「拳々服膺」ノ拳々ハ兩手ヲ捧ゲ持ツ貌ヲ形容シタ語デ、膺ハ胸デアアル、服ハ着ケル意ヲ表ハス。要スルニ胸ノアタリニ持ツコトデアアル。貴重ナ品物ヲ兩手テ取扱フコトヲ形容シタノデアアル。「威其ノ德ヲ一ニセン」ノ威ハ悉皆ノ意、一德ノ一ハ道德上重大ナ意義ヲ含ンテキルモノデア、故侍講元田（永孚）男爵ノ經筵講錄ニ次ノ如ク述ベテアル。

「其一德」ト申シマスルニ三ノ義ヲ含ミマシテ、先づ純粹至善ニシテ些ノ雜リモノナキヲ「一」ト申シマス。又終始一貫ノ「一」デア

リ、又天下ノ萬善ヲ統ベ括リマスル「一」デアリマス。コノ三ノ意義ヲ危ネマシテ、之ヲ一德ト申シマシテ、其時所位ニ應ジマシテ運用窮リマセシテ皆「一」ナルチ人君ノ大德ト致シマス。獨リ人君ノ大德ノミテゴザリマセズシテ、人臣ノ德、モ此ノ「一德」ヲ以テ第一着ノ處ト致シマス。

其レハ其レトシテ、國家ノ隆昌ヲ圖ルニハ國民皆心チ一ニシテ努力スル外ニ其策ハ決シテ無イ。舉國一致ハ何レノ場合ニモ必要缺ク可カラザルコトデアアル。ソシテ舉國一致ノ内、其德チ一ニスルコトヨリモ大切ナコトハ斷ジテナイノデアアル。國民ノ總ベテガ新道ヲ體現スル時「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ル」コトハ期シテ待ツベキデアアル。明治天皇ガ「上下其德チ一ニセンコトヲ庶幾フ」ト宣ハセラレタ所以ハ茲ニ在ルノデアアル。聖旨誠ニ廣大深遠ニシテ實ニ佛經ニ所謂「娑婆即寂光淨土」ノ感ガアル。又「願以此功德、平等施一切同發菩提心、往生安樂國」トノ悟リノ道ガ自然ト開ケテ來ルヤウテ、「天壤無窮」ノ鞏固ナ信念ガ起ラズニハ居ナイ境地ニ進ンテ行クノチ覺エルデハナイカ。

日常修養ノ要領

此ノ一篇ハ去ル明治三十三年教育勅語發第十週年記念ニ識シタルモノチ其ノマ、茲ニ掲グ。

【一】修養ノ心掛ケ 東洋古來ノ偉人釋迦、孔子何人ゾヤ。一ハ雪山ニ多年ノ苦ヲ嘗メ、研思精練ノ功ヲ積ミテ、正覺ヲ得タリ。一ハ十有五而志學ヨリ七十而從心所欲不踰矩ノ齡ニ至ルマデ、幾多ノ段階ヲ經テ聖德ヲ爲スヲ得タリ。百世ノ師タル釋迦、孔子ニシテ尙且此ノ如シ。況ヤ其ノ他ノ凡人ニ於テチヤ。修養ニ志有ル者ノ人格ハ多年修練ニヨリテ培養セラレタルモノナリ。蓋シ人ノ才德ノ天性ニ根ザス固ヨリ多シト雖モ、亦一生ノ工夫ニ成ルコト渺シトセズ。要ハ刻苦篤志自ラ修養ノ効ヲ積ムニ在ルノミ。或人曾テ修養ノ心掛ケヲ說破シテ曰ク。

「夫ノ彫刻家が徐々トシテ肖像ヲ刻ムヲ注目センカ、人必ズ大ニ覺悟スル處アルベシ。肖像ノ鑿刻セラル、決シテ瞬間ニ成ルモノニアラズ亦一瞥ノ斧ノ能クスル所ニアラズ。幾多ノ時間ニ於ケル苦辛勞作ノ結果ナリ。彫工ノ所作ハ最初兒戯ニ類スルガ如キ觀アルモ漸々其ノ工ヲ進ムルニ從ヒ、完全ナル肖像ヲ現出シテ、美妙ノモノトナスニアラズヤ、斯ノ如ク人モ其ノ人格ヲ刻成スルモノナリ。人ハ日々其ノ品性ヲ養成シツ、アルモノナリ。數千ノ觀念モ意志モ、ハタ行爲モ精神ノ容貌ト態度トヲ形成ス。仁愛・敬神ノ狀態モ虚言虚態ノ狀態モ、靜默ノ中ニ徳性ヲ模造シ、遂ニ神ノ聖像ニ象ルカ、否ラザレバ惡鬼ノ肖像ヲ顯現スルニ至リテ止マンノミ。」ト。誠ナル哉、此ノ語ヤ。是實ニ深遠ナル思想ヲ含蓄スルモノナリ。修養ニ志有ルモノ須ラク意ヲ茲ニ致ササルベカラズ。

【二】修養ノ一端。

(イ)常ニ理想ニ奉事セヨ。教育勸語ノ「新道」ノ體得ハ天壤無窮ノ生活ノ大理想ナリ。修養ニ志有ル者ハ常ニ其ノ理想ニ向ヒテソノ光明ヲ樂シミ、之ヲ畏敬シ、之ニ奉事スベシ。是所謂修養ノ根幹ナリ。斯ク修養ニ志ス者ハ須ラク孟子浩然之氣ヲ想ヒ、我亦心ヲ動サレルコトヲ期スベシ。然レドモ此ノ心ノ不動タルヤ決シテ容易ナル業ニアラズ。之ヲ容易ノ如ク説ク者ハ未ダ初ヨリ理想ノ光明ヲ認メザルモノナリ。ア、理想ニ奉事スル決シテ容易ノ業ニアラズ。志アルモノ須ラク悠々追ラズ、朝ニ一辭ヲ制シ、夕ニ一惡ヲ禁ギ、制禦其ノ度ヲ重キ、克己其ノ數ヲ積ミ、造次ニモ顛沛ニモ自ラ注意シ、自ラ修養スルコトヲ怠ルベカラズ。此ノ如クシテ漸次反覆窮リテ情界ヲ鍛鍊シ、智徳ヲ進メ、遂ニ我即チ理想ノ境地ニ達スルマデニハ、常ニ精神の勇氣ヲ鼓舞シ幾多ノ歲月ト工夫トヲ積マザルベカラズ。既ニ此境ニ入ランカ。我ハ無限ノ理ニ喚ビ起サレ、無限ノ光明ニ照サレ、我レ無限ト一致シテ動ク。故ニ能ク萬死ノ境ヲ出入シテ終ニ一生ヲ全ウスルコトヲ得ベシ。我既ニ理想ニ到ランカ、即チ知命樂天ノ境ニ達スルコトヲ得ベシ。洒然瀟然トシテ大悟達觀、月ト俱ニ澄ミ、花ト興ニ笑ヒ、造化主宰・絶體物ト俱ニ天地外有ノ間ニ樂シミ、悠々綽々トシテ機ニ臨ミ變ニ應シテ能ク其ノ天職ヲ完ワスルコトヲ得ベシ。

(ロ)自己ノ弱點ヲ知レ。如何ナル人物ト雖モ其ノ性質ニ何カノ弱點ヲ有セザルモノハ稀ナリ。而シテ此ノ弱點ハ動モスレバ其ノ人ノ生涯ヲ失敗ニ導ク危險ノ素タルヲ免レザルナリ。故ニ修養ニ志有ルモノハ須ラク自己ノ弱點ニ注意シテ之ヲ矯正セザルベカラズ。是會子ガ日三省吾身ノ要ヲ説キシ所以ナリ。セネカ曰ク、

「吾人ハ毎夜自己ヲ省察セザルベカラズ。即チ今日我ハ如何ナル試惑ニ反對セシヤ。如何ナル感情ニ抵抗セシヤ、如何ナル徳ヲ習得セシヤ」

ト。又曰ク、

「吾人ノ罪過モ若シ日々計算セラレバ却テ吾人ヲ裨益セン。」

人誰カ過失ナカラシ。又錯誤ナカラシ。唯過チテ改ムルニ憚ラザルヲ賢トスベシ。然レドモ世ニハ自己ノ過失ト錯誤トヲ承認シナガラ他人ヨリノ批評忠告ヲ欺待受スルモノハ甚ダ鮮シ。修養ニ志有ル者ハ勇悍ニ自己ノ缺點ヲ自覺シ、其弱點ヲ自白シテ憚ルコトナク、所謂俯仰不愧於天地ノ明ヲ期スベシ。

(ハ)常ニ能ク働キ、能ク食ヒ、且能ク眠レ。是レ曾テ恩師嘉納先生ガ心身ノ權衡的發育ノ爲ニ規箴トシテ授ケラレタル語ナリ。其ノ言卑近ナリト雖モ其旨ヤ深遠ニシテ味フベシ、凡ソ能ク働カザルモノハ能ク食フ能ハズ。又能ク眠ル能ハズ、又能ク食ハズ。能ク眠ラザル者ハ能ク働クコト能ハズ。之ニ反シテ能ク働ク者ハ能ク食ヒ、且能ク眠ル。又能ク食ヒ、能ク眠ル者ハ能ク働クコトヲ得ルハ、吾人ノ經驗ニ徴シテ明カナリ。故ニ道ニ志ス者ハ平素最モ能ク其職ヲ勤ムベキハ固ヨリ其本分ナレドモ、之ト同時ニ程善ク滋養分ヲ攝リ。程善ク安眠シ、餘裕アラバ活潑ニ身體ヲ操縦スベシ。此ノ如クシテ心身共ニ健全ニ所謂精力ノ最善活用ヲ爲スコトヲ得バ、臨機應變能ク其天職ヲ完リスベキハ勿論、猶綽々餘裕ヲ存シテ、一方ニハ着々職務ニ勉勵シ。他方ニハ益々自己ノ修養ヲ積ミ得ベシ。日本人ハヤ、モスレバ其生活上衣食住ノ三要素中、或ハ食物ノ滋養ヲ殺グモ尙衣住ヲ華美ニセント欲スルガ如キ傾向アルハ大ニ其當ヲ得ザルモノナリ。修養ニ志スモノハ須ラク質素澹泊ヲ旨トスルト共ニ、經濟ノ許ス限リ食物上ニ滋養ヲ得ンコトヲ心掛ケザルベカラズ。身體適度ノ運動其他衛生上ノ注意ニ至リテハ今ヤ説明ヲ待タザルナリ。

(二)功名心ヲ制セヨ。功名心ハ修養ニ志ス者ニ於テハ注意セザルベカラズ。抑モ百般ノ事業ノ効果タルヤ一朝一夕ニ能クスル所ニ非ズ。誠實ナル熱心ト緻密ナル注意ト永久ノ努力トヲ待テ始メテ其効果ヲ得ベキモノニシテ、其間修養ニ志有ル者ハ大ニ忍耐セザルベカラズ。但世人若シ其人ノ辛勞ヲ思ヒ、我ヲ遇スルニ相當ノ尊敬ヲ以テスル敢テ辭スル所ニ非ズ。唯自ラ求メザル而已矣。殊ニ教育事業ノ効果ハ少クモ之ヲ三十年ノ後ニ期セザルベカラズ。蓋シ生徒徒成長シテ三十歳ニ至リ、獨立自活ノ道ニ入ルニ非ザレバ、其善惡利鈍ハ得テ判ズベカラズ。彼ノ效果ノ目前ニ顯ハル、ガ如キハ真ノ效果ニ非ザルナリ。勝翁曾テ中島力造氏ガ學成リ歸朝セラレタルヲ祝シ氏ニ告ゲテ曰ク。

前略、望ムラクハ子ガ事業ノ効果ヲ百年ノ後ニ期センコトナリ……我輩土ノ小ナル、些細ノ事業モ忽チ社會ニ知ラル。一書ヲ著シテ才名ヲ馳スルアリ。一事ヲ營シテ令聞ヲ恣ニスルモノアリ。人若シ之ニ甘センカ、大成得テ期スベカラズ、修養途上ニアル一般人ノ不幸コレヨリ大ナルハナシ。

ト。此ノ言實ニ修養ニ志有ル者ニ於テ頂門ノ一針タルベシ、尙修養ニ志ス者ニ忌ムベキハ投機心ナリ。投機功名ノ念ハ實ニ志有ル者ノ生活ニ於テハ矛盾ノ甚ダシキモノヲ招致ス。殊ニ教育者ハ其事業ヲ學生ニ期シ、謙以テ人ニ對シ慮以テ世ニ交ハリ、十分己ガ實力ヲ養ヒテ漸ク其ノ中ヲ顯ハシ、深ク學ヲ修メテ其淺キヲ示シ、勉メテ傲慢ノ嫌ヲ避ケ、飄然トシテ衆人ノ和同ニ從フベキカ。

(ホ)自然界ヲ樂シメ。自然ハ俗界ニ超然タル美的世界ニシテ、其莊嚴、宏大、其ノ組織ノ緻密美妙ナル其法則ノ秩序整然タル、實ニ吾人ノ情ヲ養フニ適セリ。人生多少ノ娛樂ナカルベカラズ。教育者モ亦須ラク高尚ナル娛樂ノ必要ヲ感ズ。朝夕孜々汲々乎トシテ、或ハ學事ニ或ハ其職ニ餘念無キハ到底望ムベカラズ。否、寧ロ教育者トシテハ此ノ間ニ處シテ餘裕アラシクコトヲ要ス。故ニ修養ニ志有ル者ハ其餘裕ニ乘ジテ、春ハ花ニ歌ヒ、秋ハ月ニ吟ジ、夏ハ綠樹ニ憩ヒ、冬ハ雪ヲ愛スル等四時ノ折々ニ詩魂ヲ樂マセテ以テ其性情ヲ美ニシ俗塵ノ汶々ヲ忘ル、趨アルベシ。

【三】實踐上ノ修養七件。 日常實踐的修養ノ工夫多カル中、特ニ容易ナルモノ七件ヲ掲ゲテ先輩諸士ノ明教ヲ仰ガントス。

(一)日誌。 日々自家ノ省察ニ就テ記録スルコトハ恐ラク修養ノ實踐ニ關スル中最モ卑近ニシテ而モ極メテ大切ナル事ナルベシ。我ハ如何ニ理想ノ命令ニ服從セシカ。如何ニ理想ニ遠ザカリシカ又ハ我ハ如何ナル誘惑ニ抵抗セシカ。如何ナル弱點ヲ制禦セシカ。沈思默想シテ必ズ此等推究、反省ノ要項ヲ記録センコトヲ要ス。

(二)祖先ヲ追敬スル事。 祖先ノ祭祀ヲ重ンズベキハ勿論、特ニ毎日晨起、輿歌終ラバ直チニ一定ノ室ニ就席シ、恭シク天地神明ト共ニ、我が

天祖 皇祖 以下祖先ノ靈ヲ拜シ、凡ソ五分乃至十分間誠心誠意之ト交ルベシ。

(三)室外ニ身體ヲ操縱スル事。 休日其ノ他機會ダニアラバ、郊外散步其他身體ヲ鍛鍊スベキハ勿論、特ニ毎日朝食前二十分乃至三十分間室外ノ空氣新鮮ナル場處ニ於テ適宜身體ヲ操縱スベシ。何カ作業ヲ行ハハ最モ佳ナラン。

(四)大省察日。 勅語ノ御趣旨ニ對シテ日々省察ノ必要ハ勿論ナレドモ、平素ハ學業多事或ハ俗事纏綿ノ故ヲ以テ、常ニ十分反省推究スルコト能ハザレバ、特ニ年中一日ヲ選ビ、最モ靜カニ自家ヲ反省シ、深ク推究スル所アラントス。思フニ誕生日ヲ以テ此ノ日ニ充ツルコト可ナランカ。室内ニ於テスルモ可ナリ、郊外ニ於テスルモ可ナリ。畢竟我、我ニ面スル日ナリト自覺センコトヲ要スルノミ。

(五)謝恩ノ事。 平素人情ニ厚カルベキハ勿論、特ニ年中正月元日ヲ選ビテ師傳其他ノ恩ヲ追憶セントス。其ノ人若シ在サバ、一書ヲ載シテ膝下ニ捧グル可ナルベシ。其ノ人若シ在サレバ其血族ニ宛テ、音信ヲ呈スルモ亦可ナランカ。

(六)先輩ヲ訪問スル事。 一ヶ月一回休日其他便宜ナル日ヲ選ビテ、先輩ヲ訪問シテ其ノ實歴談ヲ聽キ、且勉メテ其人物ニ私淑センコトヲ望ム。但其人ナキ時ハ之ヲ缺ク。且適當ナル機會ニ訪問センコトヲ要ス。

(七)人物傳記ヲ讀ム事。 閑アラバ東西歷史上ニ於ケル理想的人物傳記ヲ讀キテ自家ノ精神ヲ薰陶シ、又志氣ヲ鼓舞スル資ニ供スベシ。殊ニ發明作家ノ傳記又ハ事績ヲ讀ム事ヲ要ス。

右ハ只平素容易ニ實踐シ得ベキ要件ノミ。若シ先輩、諸士更ニ箴ヲ垂レラル、アラバ幸甚トスル所ナリ。

東飛行士を迎へて

山 内 佐 太 郎

昭和五年八月三十一日、三大洲飛行、母國訪問を成功した東善作君は、岡山に不時着陸するや、先づ「山内校長は健全なりや」この一言を佐藤關西中學校長から傳へられたとき、余は何とも言ひ知れぬ感激に打たれた。其前日東君が京城に着陸したなりも、懐しげに余の安否を問ふてくれたこの報道を其地和田一馬君から聞かされた。かくて同君が東京に安着するや、田中章一君其他友人數氏から種々の報道を受けるにつけ、余はちつとはして居れない位感に堪へなかつた。

九月十日夜、大阪朝日新聞社の主催で、東飛行士の歓迎講演會が開かる、や、余は東君の中學生時代の同級生竹山九一君と、學校の放課時間そこ／＼に飛び出して大阪へ急いだのであつた。

噫、十五年振りの邂逅は期せずして、互に手を握り合つた。其握り締めた君の手には脈々とした人間本然の至情が波打つてゐた。余も亦萬感交々至つて言ふべき言葉もなく自づと眼瞼に熱いものを催すのみであつた。その席上に於て東君と約束する處有り、東君は先づ郷里石川縣羽咋那一宮村に飛行歸省して、更に同月十七日午後大阪に飛行し來り、同日三時頃汽車にて明石に訪問し來ること事で、余は一日千秋の思を以つて其日を待ち詫がて居たのであつた。

然るに其十七日は不慮の大雨降りしきりに到底金澤から飛來されさうにもないので、余は立つても坐しても居られないので、藤崎明石驛長殿を煩はし、交通電話にて金澤に飛行出來ないかを聞き合せたが、何分金澤は降雨中で而かも飛行場は泥濘で何とも詮方ない練兵場なのでさう／＼其日は飛べなかつた。

其翌十八日も雨降りで、余は地關駄踏んだがやつと午後三時、雨の隙をねらつて離陸したこの電話があり、僅かに一時間二十分で大阪に着陸午後六時二十分着列車で明石に來訪、明石市教育會主催の歡迎會の壇上に立つた。一言一句も苟もしない君の態度と、君の尊い體験から割出された信念の發露とは、堂に溢れんばかりの聽衆に多大の感激を興へずには措かなかつた。

願れば、君は余が關西中學校長在職時代の一生徒で夙く勞働の神聖を最もよく體験してゐた。君が法被に股引のいでたちで岡山の街路を驅馳してゐるのを目撃したことは一再ではなかつた。實に涙ぐましい働き振りであつた。かくして君は獨力活學よく事に堪へ大正四年三月中學の課程を無事に卒業した快男兒である。君は何處迄も意氣と創意の人である、其因きは既に中學時代に現れてゐた。果せるかな其翌大正五年暮文字通り赤手空拳で彼の北米に渡り、あらゆる苦楚を嘗めたのであつた。併し中學時代に鍛へた君の膽力と意氣とはチヨツプスエイ(支那料理)を自營し、夜を日に次いで働くに充分であつた。其周到なる用意と工夫とは其營業の上に功を奏し、日一日と順調に進み貯蓄も相當の額となつた。如何なる時にも君の胸中を去らなかつたのは、故國に在る年老いた兩親の事であつた。君は兩親を喜ばさうと、送金を企てたが、君の父や母は之を受けて樂しむやうな人ではなかつた。「兵役にも服し得なかつた善作よ何か御國の爲めに盡せ」とは君に授けられた教訓であつた。其時君の胸は電氣に觸れた如く強く打たれた。それは「身も魂も航空界の爲めに捧げる」と云ふことであつた。誠に此親にして此子ありとはこのことか。

飛行機購入に當つては義俠家が格別の安價で譲り渡して呉れたので、君は天にも昇る喜悅と意氣を以つて航空界へのスタートを切つたのであつた。それから後は一意専心、飛行の技術に就て色々な工夫と研究とを積み、常に組織的な計畫を忘れなかつた。

愈々母國訪問を敢行する時は「天は自ら助くる者を助く」「自分の操縦する飛行機は悉く自分の汗と脂との結晶だ、針金一本たりとも他から受けたものではない、これで目的を達せられぬことが斷じてあらうか」その鞏固なる信念を以て、歸來したとは何處迄も君の性格を充分物語つてゐる。尙君は「斯身は前途飛行大成の爲めに捧げてゐるのであるから、自分の體で自分のものではない、非常な精進努力を致し度いので、酒、煙草は嚴禁して、只管精力の最善活用に努めてゐる」と語つてゐたが、其覺悟の程は誠に敬すべきことだ

惟ふに君は死學問から脱出した活學問を修め得た人で、多年余が提唱せる體驗教育の典型である。君は意氣と緻密な創意の人である。何處迄も自主獨立の人である。一念母國航空界を思ふて他意なく、身を挺して事に當る至誠の人である。又君は母校を思ひ故郷を慕ふ所の純情の人である。それは君が過去の體驗から玉成された人となりであり。且又、今回の壯圖を達成した所以である。

余が今日迄中學卒業證書を手交した者は實に千六百餘名に達してゐるが、君の如きは實に中學卒業生中の卒業生で、日本男兒中の男兒として後進のよろしく範とするに足る人物と推賞し度いのである。君は將來航空界の爲め一大飛躍を試みんと意氣込んでゐるが、余は君の今日の壯圖を祝福すると共に將來益々多幸ならんことを祈るものである。

余は夢圓らかな一夜を明石に明かした東君及び中國民報理事押村氏を伴ひ、十九日午前九時十分發列車で岡山に向つた。列車が三石トンネルに差掛るや君は端然として黙禱するのであつた。「第二の故郷なる岡山の土地に入りしこと、感慨無量、自然とかうした氣持になつた」とは君の告白であつた。此勿體ない感謝に堪はないといふ氣持が君の眞の人間らしさであり、至誠の然らしむる所である。君の恩義に感ずる情がしみじみと偲ばれて尊いものと思はれた。愈々岡山驛に着くと、そこには母校關中職員生徒を始め一般の歡迎者で人の山を築いてゐた。直ちに樂隊を先頭に自動車の前後は關中生に擁せられて公會堂に臨んだのは實に凱旋將軍の觀があつた。會は知事市長を始めとして官民聯合の盛大なるもので、誠に人情の花が一時に咲き匂ふたが如く、東君の面目躍如たるものがあつた。

會が終るや君が中學時代書生として厄介になつてゐた杉山氏の招待を忝うし、書齋の響應に與つた。懷舊の談は次から次へと移り、君の苦學の友、有年君と辨當を分け合つてゐたことは、君の超勢級の辨當辯の謎を解いたので、一同願ひはげれるやうな哄笑を禁じ得なかつた。杉山邸を辭してから深抵小學校講堂に於ける歡迎講演會に赴き、余は君の人となりと今日に至つた經歷を述べて紹介すれば、滿堂の聽衆破るゝばかりの拍手を以て君を迎へた。君は一時閑半に互る講演をなして聽衆に多大の感動を與へた。

余は同日直ちに歸郷し、二十二日岡山より東上の東君を姫路驛に迎へ、中國民報理事押村氏及び同社姫路支局長内田氏等と共に宇

治電にて零時二十分別府驛に到着した。驛頭には東氏の舊友有年彌一氏、多木製肥所副社長多木三真氏、上野營業部長、渡邊社員外拾數名の出迎へがあり驛前には別府小學校兒童が多數歡迎してゐた。余は直ちに東君を伴ひ多木桑次郎氏を歸訪ひ、東君は君の今回の壯舉に對し賞金一千圓を贈られた多木氏に謝辭を述べた。多木氏は折悪しく朝鮮出張中のこと、令息三真氏が代つて挨拶をされた尙三真氏令夫人に挨拶を述べた。其間一行は製肥工場事務所應接室にて少憩し、それより一同は多木氏別邸にて歡待を忝うし、快談數刻の後同邸を辭し、別府小學校に於ける町長主催の歡迎講演會に臨んだ。別府町長岡村氏の會の辭に次いで、余は東君の人となりより説き起し、今日の此の壯圖完成の偶然にあらざるを述べて紹介すれば東氏は破るゝばかりの拍手に迎へられて登壇し多木氏の厚意を謝し、氏が幼少より根氣よく戰つて今日に及べる旨を熱涙と共に語れば、千餘の會衆は唯感激の極、ス、リ泣きの聲さへ起るの狀であつた。かくて二時間に互る講演を終り、午後四時四十分多木製肥所を見學し、後電車にて明石に向ひ、同地錦明館に於ける明石市有志の歡迎會に臨んだ。發起者代表としては同地縣會議員國賀氏開會の挨拶を述べ、次いで余は東君を紹介し、東君挨拶に併せて謝辭を述べて直ちに宴に移り、一同歡談して午後九時散會した。

二十三日東氏は早朝明中訪問の途次山内宅に立寄り、十五年振りに荊妻に面談し、土産物を贈り直ちに明中講堂に於て、君が米國の生活から母國訪問飛行に至れる經過及び幾度か死線を越へた體驗を誠り一千の生徒と共に共鳴し、後雨中に於ける全校生徒の合同體操及分列式を見て君は其感激性を遺憾なく發揮した。正午再び山内宅に立寄つた東氏は押村中民理事、内田中民姫路支局長、有年彌一氏と共に山内一家の團圓に加はり晝食を共にし歡談に時の移るを知らず、三時過一行は山内家族一同と共に撮影をなして後退出、人丸神社に參拜、更に自動車を驅つて明石公園を見物して午後四時十五分發列車で大阪に向つた。

東飛行士略歴

明治二十六年石川縣羽咋郡一宮村に生れ風に辛酸を嘗め、一時京都中學に學び後岡山關西中學に轉じ、獨力苦勞を以て大正四年三月

同校を卒業す。翌五年暮北米に渡り労働に従ひ後獨立して支那レストランを経営し、旁ら飛行術の研究に餘念なし。爾來十有餘年あらゆる苦闘を経て今日に至り、資力も相當生じたるを以て多年修練を積みたる飛行技を驗めさんと米歐亞三大陸飛行を決行せんと和かに策を練る。愈々昭和五年六月二十三日北米加州羅府を發し、八月三十一日東京に歸着す。

中學校に於ける東君講演

今日は斯くも熱誠籠めて歡迎に與り、何とも御禮の申しやうがございません。私は山内先生には岡山關西中學校在學當時、格別の御恩顧を蒙りてゐるものであります。私は家庭の事情から俵夫生活をしてゐました處、同地の名望家杉山氏宅へ書生兼家庭教師として入らぬかとの交渉を受けまして早速山内先生に御相談致しましたのに、遊んで厄介になるのではなく、働くのであるから君本來の主義に反する譯でなく、現在及び將來の事を思ふと行つた方がよからうとの御言葉を下さいましたので、私は杉山家へ御厄介になりました私は可成り激しい労働の爲め勉強の餘裕が少く、卒業の時の成績は六番でした。諸君驚く勿れ尻から六番ですよ。こんな私にも拘らず其間山内先生は度々杉山家をお訪ね下さいまして色々御面倒を見て下さいました。

渡米後は支那レストランを経営してゐます、私は支那料理店の親父で飛行機とは全く縁もないのであります。従つて人前で演説をするといふ機會もありませぬ、此度歸國致しまして東京でなした演説が最初のものであります。それに十五ヶ年も故國を離れてゐました關係上、言葉は漸く日本離れが致してゐますから、何卒其點は豫め御承知置きを願ひ度いと思ひます。又山内先生の教へを受けた私が諸君の前に立つとほんまに兄弟に會つたやうな氣持が致しますので、話は自然さざつクバランになります。是亦御了解を願つて置き度いのであります。

私が渡米後初めてやつたことはキモノハウスの事務員でありました。此商賣は立ち續けて店にゐるのさ、食物の變つた關係から、日本におる時とは生活様式が全然一變したので大変苦しいありました。そして又あちらの小學校に入つたのですが五尺三寸五分の身長で

更に年二十五歳で幼い子供達と學ぶのですから一寸キマリが悪いやうな氣が致しました。金なき者は働いて學校に通ふ外はありません日本のやうに俵夫生活も出來ず困つてゐた處スクールボーイが自活勉強に都合のよいことを聞きまして、其方の口を探すことに熱中しました。勉強の餘裕を欲するので自然手の多く掛らない家族の少い所を探ぶやうになりました。此のスクールボーイの地位は奥様の直屬で下女の下働であります。愈々採用された時奥様は鍵を呉れました。「火を見たら火事と思へ、人を見たら泥棒と思へ」と云ふ日本人には不思議に思へる程白人は親切であり、且又日本人を信用してくれました。又我々にしても、日本を代表して殖民地の第一線に働いてゐるのだといふ考がありますから、決して悪い心を起すやうなことはありません。スクールボーイは夏と冬の休みに田舎へ行つて農業の手傳ひをしたり、又店の手傳ひをしたりするのであります。米國では如何に富豪の息子と云つても働かざる者を出るのであります。私は岡山時代労働をしたことに就ては一種のプライドを感じてゐましたが、渡米してから其誤りたる考へであることを充分に覺りました。米國には排日思想があり、日本人が道路を通つてゐるのを見てもすぐ「ジャップ」と呼びます。この語は尤も米人の簡單を尙ぶことから出たはゐるのですが、實は日本人に對し一種の輕蔑を意味してゐるのであります。私の居る所から五哩程離れた所に、リシユリスと云ふ市がありますが、其市の出入口の所に「日本人入るべからず」と云ふ立札が作られました。其時我々日本人は大いに憤慨して夜の中にこそり行つて幾度もたゞきつぷしたが、つぷしてもつぷしても立てるのでこちらも根まげしてそのまゝほつておきました。ところが其市の一人米人が昨年我領事の手を経て櫻祭をしたいのであるが、それには是非日本人に參列してもらつて景氣をつけたい。ついでに日本の少女と、日本人の市民とを借り度いと云ふ要求をして來ました。其時私達は米人の不通な態度に憤然として、其要求を拒絶したのですが、併し又羅府左住の日本人會に於ける合議の結果、米人がそこまで腰を折つて來る以上我等は大國民の雅量を示さればならぬと云ふに一致し、彼の米人の要求を容れ自動車行列をして大いに櫻祭の景氣をつけてやつた。茲に於て彼等米人も、日本人を理解し彼の「日本人出入を禁ず」と云ふ立札を撤回したのであります。

私は今回の飛行をなすに當りましては、色々の會社に交渉して見ました。其中、英のモリス、佛のアンブレイス會社などは、米金四

千五百ドル飛行機を無償で提供するから使つて呉れと申込んで来ました。是は彼等が其商略上より廣告に利用せんとする目的であつたのであります。私は十五年も米人と交り、色々の恩恵に浴してゐます、恩義に感ずるは人としての義務ではないかと考へ、遂に米機によつて飛行を断行する意を決した次第であります。之で米機の優秀なることを紹介した譯であります。

羅府から紐育迄は前後七回飛行しましたが、ロスターイクラブの會合に招かれた時のテールスビーチには、飛行の目的が奈邊にあるかとの間に對し唯日米航空路の連結であると言へました。紐育に行つた時は丁度バード、リンドマークに金牌の傳達式が行はれる時でありました。ミネマラ飛行場長の紹介でニュージャーシー市長の招待に應じた時は飛行機で参りました。日本人で羅府から紐育へ飛行したのは私を以て嚆矢と致します。行つて見ますと中央に高い壇を設け、愛機東京號を据ゑ其側に私を立たせるのであります。東京號は兩翼が赤で、胴がブルー尙機體には日の丸の國旗を附けました。白人達は「東京號」と記された。漢字に好奇心を持つたらしく拍手喝采をして呉れました。

次に飛行のことに就て述べて見たいと思ひます。此飛行を決行する前五年私は太平洋横断を思ひ立ちまして、天候や氣流などにつき過去五十年に亘つて可成の詳細に調べて見ましたが今に行ひ得ず居ます。先般失敗に終つたプロムリー中尉は羅府で親しく交際してゐました。飛行機は飛翔する最初が困難なのであります。プロムリー中尉の失敗は瓦斯タンクに附いた空氣の通ふパイプを前方に曲げておく事を忘れてゐたため飛行と同時に瓦斯が眼に入り操縦を誤り機體が滑走臺からおちたためである。

飛行機の操縦は座席の中央にあるハンドルを前に押せば機は下り、後へ引けば上り、右に轉すれば右に廻り、左に轉すれば左に廻るのであります。

英國シナイダー機は千馬力で、一時間三百五十哩乃至四百哩の速力を持ち、國際飛行競技に用ひられてゐるのであります。私の東京號は二百馬力で速力は百三十哩であります。獨逸を出發しました時、上空でサンドウィッチを食べやうと思ひましたが、其の包紙剥げ、なくて、遂に其ま、食つてしまつたのでした。飛行は高い程安全であります。それは苦し危険な時は空中滑走が出来からであります

五千呎も空高く揚ると、空氣の層によりまして氣流が各異なるのは丁度海潮と同じであります。食事は機上で済ませますが、小便は何うするかと申しますと、修練を積む中に、六時間や七時間の飛行では催さないやうになります。一度ナイヤガラ瀑布のエリー、スベリオルオンタリナの湖水のあたりを飛んだ時、一時間二十分許り寒氣を催して困つたことがあります。飛行の時の服装は背廣の上に皮のジャケットを着け其上に更に飛行服を着けます。前には帽をつけて寒氣を防ぐのであります。又其帽には耳の所に毛で作つた刷子様のものが附けてあつて、空氣の壓力を防ぐことになつてゐます。眼鏡は着色のものをつけて日光の直射にそなへるのであります。

飛行家は飛行中の寂しさを慰める爲、マスコットといつて犬や猫とか云ふ類のものを携へますが、私はさうしたものは一切持たずに帽子に「同行二人」と書いて置きました。これは昨年七月一日母國訪問飛行を企て、中途ロッキーマン脈中に墜落慘死した大分縣人後藤正俊氏の靈を伴ふ意味でありました。

飛行機の種類には水上飛行、機陸上飛行機、水陸飛行機等がありますが、陸地狹隘にして四面海で圍まれてゐる日本としては、水陸飛行機が最も適してゐると思ひます。又單葉と複葉とに就ては、速力の迅速を貴ぶものは單葉が適してゐますが、速力は鈍くとも客の運搬等には複葉が適してゐると思ひます。

歐米に於ける飛行は一種のスポーツとして持囃されてゐます殊にグライダーは一臺百貳拾圓位で手に入りますので學生に用ひられてゐます。

米國には五百人の婦人飛行士がいます、其中カリフォルニヤに七十三人の婦人飛行士がいます。羅府の近くのみで飛行場が三十幾つもあり學校にも飛行機を備へて盛に練習してゐます。

私が米國から歸りました一番感じたのは、青い山野を見たことでありました私が東京小田原間の上空を飛翔してゐますと、朝日新聞社の飛行機と學生聯盟の飛行機とが飛んで参りました。學生聯盟の飛行機は十四五年前のアールを用ひてゐますが、あの機であれだけの技術を持つことは學生聯盟の爲め喜ぶべき事で寧ろ驚異に値する位に存じます。

日本の飛行界を見まするに、陸海軍は別と致しまして、民間のは欧米に比して確かに十餘年位は後れてゐると思はれます。將來大和魂を發揮するのは何うしても飛行機によらねばならぬのだから、今後大いに活動の餘地があると思ひます。

飛行中幾度か死線を越へたと思つた時のことをお話し致し度いと思ひます。

羅府ロッキー山脈を越へた時のことであるが、一萬二千五百呎の高さで飛んでゐたのですが、危険に襲はれて、不時着陸をしようと思ひ適當な土地を物色してゐますと、丁度牧場がありましたので段々廣場の上を旋廻致してゐますと、牛が澤山群つてゐましたが散つてしまひましたので漸くにして着陸致しました。併し其處は温度百二十度もあり非常に苦しまされました。私の東京號は四十五哩以下の速力では危険でありますので、七十五哩で走りましたが随分動搖致しました。巴里から伯林への四百五十哩の間を、雨を冒して飛行しました。天氣豫報には五百呎の所迄は霧が深く危険だと思ひましたが、既に豫定を新聞紙にも發表してゐたので意を決して断行しました。此時は定期飛行の千八百呎の速力の後をつけて飛行したので、常に遅れ勝ちとなり遂に先の飛行機は見えなくなつたので非常に困りました。海拔千二百呎の上空の霧の中を飛ぶことは實に苦しいことでありました。

飛行機には、スピード、海拔の高さを測定する機械やカンパス等があり、又モーターの廻轉數を計る機械もあるが霧の中で方向を失つてしまひました。私の機は百七十ガロンの瓦斯を貯へることが出来、最後の十八ガロンも貯へるやうになつてゐますが、此時は最後の十八ガロンも消費して、モーターは異様な音を立てゐます。そこで不時着陸を思ひつきまして、適當な土地は物色しました處が、練兵場が残りまして飛行機が地上に近附いた頃練兵中であつた。そこで將校が初めて驚いたやうな有様で、又英語が話せない將校で之には全く閉口しました。其中に隊長が見て英語で意志が通することになつたのであります。これはベルギーのアラツセルでござで、着陸の許可も得ないござだし、陸軍の要地なれば飛行機は沒收され、二ヶ年位は牢獄に繋られるものと覺悟してゐましたが丁度高松宮殿下が當地を御訪問遊ばされてゐた時であつた爲め事なく済んだ。此の時私は誠に鼻室の有難さをつつく感じだ譯であります。

モスコイからカザンへ飛行して一泊しました處、南京虫に食はれ首が腫れて、カラーがぎし／＼になり、脚が腫れて長靴が穿げないやうになりました。それをも意こせずウラル山脈を越へて行きましたが、此山脈は海拔九千呎もありながら如もあると云ふ状態でありませす。此飛行では昨夜の睡眠不足で機上に眠氣を催し、ハンドルを思はず前に押した爲めに飛行機は急に直下してハット思ふやうな事がありました。

オムスクからイルクーツクへ飛行した時は大森林續きで赤松や白樺の木が多いのこ驚かされました。朝は霧が深くて私の機は其中に没して、何ともならないやうに思はれました。殊にバイカル湖を越へて約二十哩北へ入る時困難がありました。霧は多く峽は狭くて飛行機の方角轉換をすることが出来なかつたのであります。ハンドルを一生懸命に握つてゐる爲め脂氣の乏しい手も、汗でベト／＼になりました。雨はどん／＼降りし文目も分からぬ有様で、もう着陸しようかと思ふことが幾度もありましたが、最後迄頑張り通しました。人間は弱いもので何とも判断が出来なくなると、何物かに頼る氣持ちが起るものであります。宇宙の威力に頼るものであります。私は羅府を出發する時は伊勢太神宮の御札を戴いて出ましたが、危険に瀕した時は、此お札を思ひ出して世に神様や佛様がゐられるならば、針金一本も他人に負はず、自分の汗と脂の結晶である此飛行機を自分の腕で操るさき、必ずや／＼御助けあるものと確信致してゐました。

朝鮮蔚山を出發する時、天氣豫報では好適の天氣だのことでしたが、私の多年の経験からは不安であつたので、色々重い荷物は下して出發しました。處が海上は雨で苦しいので五十呎の處を飛行しましたが、帆柱に觸れる憂ひがあるので又上空へ上りました。漸くして廣島迄来た時、空は晴れてゐました一寸安心致しました。要するに幾度か、もうこれきりか、これ迄かと思はれるやうな事がありました。最後の一秒を冷静に處置することに心懸けることが肝要だと思ひます。

今一つ困つた事は、金の無かつた事で宿は成るべく階上の室を借り、食事は散歩に出掛けて裏町の料理屋で貳拾五錢の安飯で済ませました。(九月二十三日 文責在筆者)

東君の壯舉を祝して左の詩文を寄せらる

東君善作久遊米國修飛行術。今茲昭和五年。單身發羅府。操縱愛機東京號。經米歐亞三洲一萬八千軒。而歸朝時八月盡日也。聞君自出鄉。實十有四年云。是日母氏從其鄉石川縣來于立川飛行場。與君相見。喜極而泣。

東京朝日報館張歡迎筵場。余亦陪席。乃有此作。

一機張翻與鷗伴。

翔破東西三大洲。

母子相看喜無恙。

蓬溪 佐伯 仲藏
片言未發淚先流。

因に佐伯氏は日本海防義會事務長なり。

次韻 航空功與戰功伴。

鷗翼翔來三大洲。

請見東洋男子譽。

凱旋誰不淚先流。

東善作君。飛行三大洲而歸也。到處歡迎如沸。吾友蓬溪佐伯君有賀之作。余亦次韻敬之。

昭和五年九月念日

辛酸偉績有誰伴。

鷗翼能翔三大洲。

相見羅都再遊日。

明中客中 青谿 池田 恒

臨別疊韻賦之以送。

昭和五年九月二三日

次佐伯君蓬溪詩韻賦此以贈。

飛行妙技與神伴。

萬里翔回三大洲。

赫々名聲滿都鄙

如霧 山田長治 耶
令人感淚數行流。

十月一日代議士多木桑次郎翁より左の書翰を寄せらる

東氏に付非常の御配慮感服候御蕭陶の賜として此偉人の出しこまなるや中心慶祝に不耐併て萬感德に激動此事に御座候

球上爭新飛行技。

一舉征空三大洲。

情民覺得鬼神泣。

和魂光輝天地動。

十月四日同上

德化普及蕭陶光。

門下輩出俊傑士。

宇内驚異征空舉。

三洲一跨國威輝。

昭和五年十月二十三日印刷
昭和五年十月三十日發行

(非賣品)

兵庫縣立明石中學校長

編輯人 山内 佐太郎

兵庫縣明石市

發行者 縣立明石中學校々友會

神戸市磯上通一丁目四番地

印刷者 松村 宗太郎

神戸市磯上通一丁目四番地

印刷所 光村印刷株式會社

終